

岩手県過疎地域持続的発展方針

令和3年8月策定

令和4年5月改訂

令和4年8月改訂

令和6年2月改訂

岩手県

目次

I はじめに	・・・1
1 方針策定の趣旨	・・・1
2 方針の期間	・・・1
3 いわて県民計画（2019～2028）との関係	・・・1
4 第2期岩手県ふるさと振興総合戦略との関係	・・・1
II 現状と課題	・・・3
1 過疎地域の現状	・・・3
（1）概況	
（2）人口の動向	
（3）産業分野	
（4）生活関連分野	
2 これまでの過疎対策の成果と課題	・・・14
（1）概要	
（2）成果と課題	
III 過疎地域の持続的発展に向けた基本方向	・・・16
1 基本目標	・・・16
2 過疎対策の方向性	・・・16
（1）移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
（2）産業の振興	
（3）地域における情報化	
（4）交通施設の整備、交通手段の確保	
（5）生活環境の整備	
（6）子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進	
（7）医療の確保	
（8）教育の振興	
（9）集落の整備	
（10）地域文化の振興	
（11）再生可能エネルギーの利用推進及び自然環境の保全・再生	
3 広域振興圏における過疎対策の方向性	・・・19
（1）地域振興の基本的な考え方	
（2）広域振興圏の振興	
（3）広域振興圏や県の区域を越えた広域的な連携の強化	

- 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成** ・・・23
 - (1) 多様な人材の確保、育成
 - (2) 移住及び定住の促進
 - (3) 地域間交流
 - (4) 人材育成
- 2 産業の振興** ・・・24
 - (1) 産業振興の方針
 - (2) 農林水産業の振興
 - (3) 地場産業の振興
 - (4) 企業の誘致
 - (5) 起業の促進
 - (6) 商業の振興
 - (7) 情報通信産業の振興
 - (8) 観光産業の振興
- 3 地域における情報化** ・・・31
 - (1) 地域における情報化の方針
 - (2) 情報通信基盤の整備
 - (3) 情報化の推進
- 4 交通施設の整備、交通手段の確保** ・・・32
 - (1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針
 - (2) 国道、県道及び市町村道の整備
 - (3) 農道、林道及び漁港関連道の整備
 - (4) 交通確保対策
- 5 生活環境の整備** ・・・34
 - (1) 生活環境の整備の方針
 - (2) 生活環境の向上に資する施設の整備
 - (3) 消防・救急体制の整備
 - (4) 住宅の整備
 - (5) 防災施設の整備等
- 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進** ・・・35
 - (1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進の方針
 - (2) 子育て環境の確保
 - (3) 高齢者等の保健、福祉の向上及び増進を図るための対策
- 7 医療の確保** ・・・38
 - (1) 医療の確保の方針
 - (2) 無医地区対策

(3) 医療体制の整備

8 教育の振興 . . . 38

(1) 教育の振興の方針

(2) 施設の整備・活用

(3) 教育機会の提供

(4) 情報通信技術等を活用した教育及び学習の充実

9 集落の整備 . . . 41

10 地域文化の振興 . . . 41

(1) 地域文化の振興の方針

(2) 文化芸術の振興等に係る施設の整備・活用

(3) 担い手の育成

11 再生可能エネルギーの利用推進及び自然環境の保全・再生 . . . 42

(1) 再生可能エネルギーの利用推進及び自然環境の保全・再生の方針

(2) 自然的特性を生かしたエネルギーの利用

(3) 地域に存在する資源を活用した再生可能エネルギーの利用推進

(4) 自然環境の保全及び再生

【参考資料】

資料 1 人口の自然増減の推移 . . . 43

資料 2 人口の社会増減の推移 . . . 43

資料 3 年齢階層別人口の推移 . . . 44

資料 4 産業別就業人口の推移 . . . 45

資料 5 産業別総生産の状況 . . . 46

資料 6 人口一人当たり市町村民所得の状況 . . . 46

資料 7 小売業の状況 . . . 47

資料 8 誘致企業（延べ数）の状況 . . . 47

資料 9 観光入込客数（延べ人数）の状況 . . . 47

資料 10 生活環境の状況 . . . 47

資料 11 医師施設等の状況 . . . 48

I はじめに

1 方針策定の趣旨

人口の著しい減少に伴い地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある、いわゆる「過疎地域」の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに地域の特性を生かした振興に寄与するため、「岩手県過疎地域持続的発展方針（以下「岩手県過疎方針」という。）」を策定します。

この岩手県過疎方針は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の規定に基づき策定するものであり、岩手県の過疎市町村の持続的発展に向けた基本的な方向性を示すとともに、「岩手県過疎地域持続的発展計画（以下「県計画」という。）」や「過疎地域持続的発展市町村計画（以下「市町村計画」という。）」を策定する際の指針となるものです。

2 方針の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

3 いわて県民計画（2019～2028）との関係

「いわて県民計画（2019～2028）（以下「県民計画」という。）」では、「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を基本目標とし、県民一人ひとりがお互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会を実現していくため10の政策分野を設定し、一人ひとりの幸福を守り育てる取組を展開しています。

岩手県過疎方針においては、県民計画を踏まえた基本目標を据えて、過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策について、県民計画に掲げる10の政策分野と4つの広域振興圏内における過疎地域の特性を踏まえて推進していきます。

また、県民計画は、東日本大震災津波からの復興に向けて、平成23年8月に策定した「岩手県東日本大震災津波復興計画」における「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」という復興の目指す姿を引き継いでおり、その実現のため、「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」及び「未来のための伝承・発信」という「より良い復興～4本の柱」を設けているところです。

この4本の柱のもとで、地域の主体的な考えを踏まえ、コミュニティの形成と機能の充実を図りながら、ふるさと岩手・三陸が持つ多様な資源や潜在的な可能性などの特性を生かした復興を推進しているところであり、岩手県過疎方針においても、東日本大震災津波からの復興とともに、過疎地域の持続的発展に向けた取組を進めていくものです。

4 第2期岩手県ふるさと振興総合戦略との関係

本県の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、2040年には96万人になることが見込まれており、またその後においても人口減少は止まらず、2115年には21万人まで減少すると推計されています。

急激な人口減少は地域社会にマイナスの影響を与えるほか、県税収入の減少や社会保障関係費の増大など、県の行財政に対する影響も懸念されることです。

本県では、平成 27 年 10 月に策定し、令和 2 年 3 月に改訂した「岩手県人口ビジョン」において、人口減少を引き起こす、様々な「生きにくさ」を「生きやすさ」に転換し、岩手への新しい人の流れを生み出す「ふるさと振興」を積極的に展開することにより、人口減少に歯止めをかけ、2040 年に 100 万人程度の人口を確保するよう展望しています。

また、上記ビジョンを踏まえて令和 2 年 3 月に策定し、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案して令和 5 年 12 月に改訂した「第 2 期岩手県ふるさと振興総合戦略～岩手県まち・ひと・しごと創生総合戦略～（以下「ふるさと振興総合戦略」という。）」では、県民一人ひとりの希望の実現を図るためにふるさとを振興し、人口減少に立ち向かうための基本目標や、今後の主な取組方向、数値目標等を定め、多様な主体が参画した取組や SDG s（持続可能な開発目標）¹を踏まえた取組、デジタル技術を活用した取組を展開していくこととしています。

岩手県過疎方針においても、ふるさと振興総合戦略との整合性を図りながら、過疎地域の持続的発展に向けた取組を進めていくものです。

¹ 平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」を基本方針とする、令和 12 年（2030 年）までの世界目標。17 分野にそれぞれのゴール（目標）を設定。

II 現状と課題

1 過疎地域の現状

(1) 概況

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和4年4月1日現在、25市町村が過疎地域として公示されています。

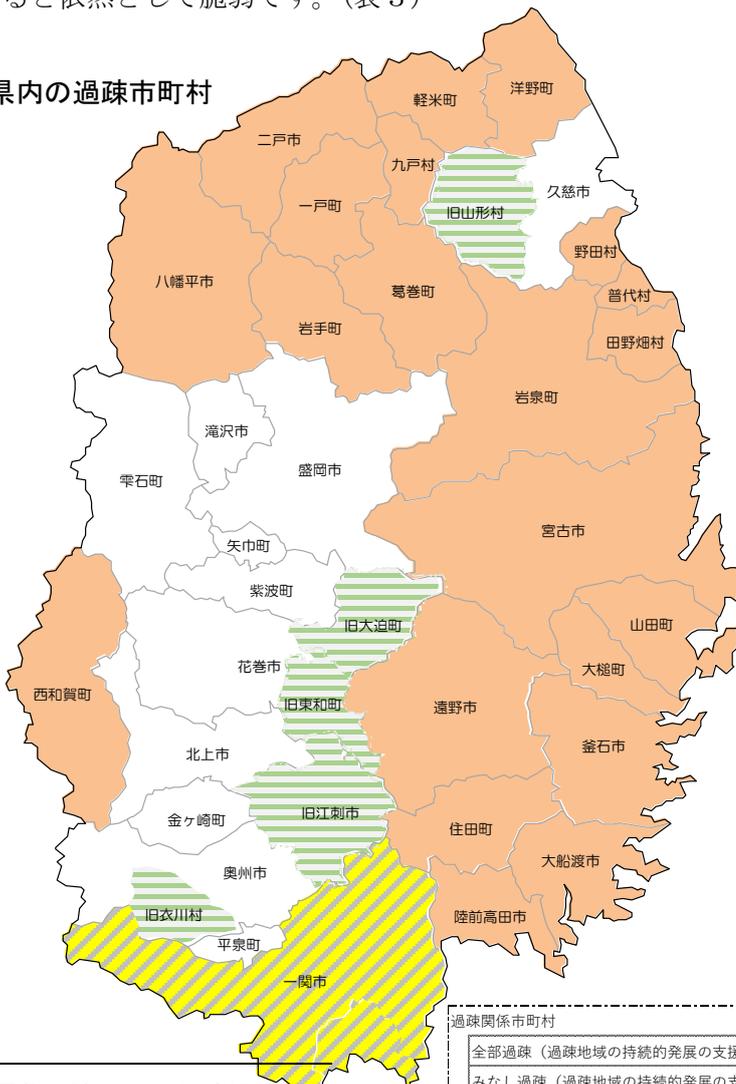
本県の過疎地域は、主に北上盆地を除く地域に広がっており、その大半は、周囲の山地によって分断された地形や積雪が多く寒冷な気候など、地理的・自然的諸条件に恵まれない山村と辺地を抱える市町村です。

25市町村のうち8町村の全域が山村振興地域の指定を受けており、2市町は、特別豪雪地帯の指定も受けています。さらに、19市町村の全域が特定農山村地域となっています。(図1、表1)

本県の総人口及び総面積に占める過疎地域の割合をみると、人口は39.6%、面積では74.0%となっており、1k㎡当たりの人口密度も県平均の79.2人に対し、42.4人と大きく下回っています。(表2)

また、過疎地域市町村の平成30年度の財政力指数²(28~30年度単純平均)は、平成10年度の財政力指数(8~10年度単純平均)の0.24から0.27に改善していますが、県全体の平均0.36と比較すると依然として脆弱です。(表3)

図1 県内の過疎市町村



2 地方公共団体の財政力を示す指数

過疎関係市町村	25
全部過疎(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条、第41条第1項)	21
みなし過疎(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第42条)	1
一部過疎(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第3条(同法第43条において読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第2項~第3項)	3

表 1 過疎市町村等及び指定状況（令和 4 年 4 月 1 日現在）

過疎市町村		山村振興地域		特定農山村地域		特別豪雪地帯
		全部	一部	全域	一部	
市(11)	宮古市		○	○		
	大船渡市		○	○		
	花巻市(うち旧大迫町、旧東和町)		○		○	
	久慈市(うち旧山形村)		○	○		
	遠野市		○	○		
	一関市		○		○	
	陸前高田市		○	○		
	釜石市		○	○		
	二戸市		○		○	
	八幡平市		○		○	○
	奥州市(うち旧江刺市※、旧衣川村)		○		○	
町(10)	葛巻町	○		○		
	岩手町		○	○		
	西和賀町	○		○		○
	住田町	○		○		
	大槌町		○	○		
	山田町		○	○		
	岩泉町	○		○		
	軽米町		○	○		
	洋野町	○		○		
	一戸町		○		○	
村(4)	田野畑村	○		○		
	野田村	○		○		
	普代村	○		○		
	九戸村		○	○		
25 市町村		8	17	19	6	2

※ 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）において過疎地域に指定されていた奥州市（旧江刺市）については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行日から令和 4 年 3 月 31 日までは同法附則第 7 条の経過措置の対象となることから岩手県過疎方針の対象地域としたが、令和 4 年 4 月 1 日に同法第 43 条において読み替えて適用する同法第 3 条の規定による過疎地域とみなされる区域となったもの。

表2 過疎市町村の数、人口、面積及び人口密度（令和4年4月1日時点）

区分	市町村数			人口（人）		
	全市町村 (a)	過疎(b)	(b)/(a) %	全市町村 (c)	過疎(d)	(d)/(c) %
岩手県	33	25	75.8	1,210,534	479,741	39.6
全国	1,718	885	51.5	126,146,099	11,646,695	9.2

区分	面積（k m ² ）			人口密度（人/k m ² ）	
	全市町村 (e)	過疎(f)	(f)/(e) %	全市町村	過疎
岩手県	15,275	11,311	74.0	79.2	42.4
全国	377,976	238,762	63.2	333.7	48.8

- (注) 1 東京都特別区は市数に含まない。
 2 人口及び面積：令和2年国勢調査

表3 財政力指数の状況

年 度	過疎地域	全 県
平成10年度	0.24	0.28
平成20年度	0.26	0.35
平成25年度	0.24	0.32
平成30年度	0.27	0.36

(2) 人口の動向

ア 人口の推移

過疎地域の人口は、昭和35年から令和2年までに約39万人減少しています。人口減少率は、昭和40～45年の7.1%をピークに、その後減少率の鈍化傾向を示し、昭和50～55年には1.8%まで低下しました。昭和55年以降は、2%台～5%台で推移していましたが、平成17～22年は、8.6%と減少幅が拡大し、平成22～27年は約6%に減少幅が縮小したものの、平成27～令和2年には9.3%となり再び減少幅が拡大しています。(表4、図2)

平成27～令和2年国勢調査人口を個々の過疎市町村についてみると、人口増加市町村はなく、令和2年国勢調査時点で過疎地域に指定されていた全24市町村で人口が減少しています。過疎市町村の平成27～令和2年の人口減少率の内訳は、5%未満が1市、5%以上10%未満が13市町村、10%以上が10市町村となっています。(図3)

表4 国勢調査人口の推移

(単位：人、%)

区分	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	
過疎地域 (構成比)	832,317 (57.5)	783,574 (55.5)	728,006 (53.1)	702,601 (50.7)	689,749 (48.5)	669,789 (46.7)	
全 県 (構成比)	1,448,517 (100.0)	1,411,118 (100.0)	1,371,383 (100.0)	1,385,563 (100.0)	1,421,927 (100.0)	1,433,611 (100.0)	
区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
過疎地域 (構成比)	638,519 (45.1)	617,373 (43.5)	596,247 (42.1)	566,011 (40.9)	517,521 (38.9)	486,603 (38.0)	441,277 (36.5)
全 県 (構成比)	1,416,928 (100.0)	1,419,505 (100.0)	1,416,180 (100.0)	1,385,041 (100.0)	1,330,147 (100.0)	1,279,594 (100.0)	1,210,534 (100.0)

※ 推移の確認のため、令和2年国勢調査時点で過疎市町村に指定されていた24市町村の合計値を採用

図2 国勢調査人口増減率の推移

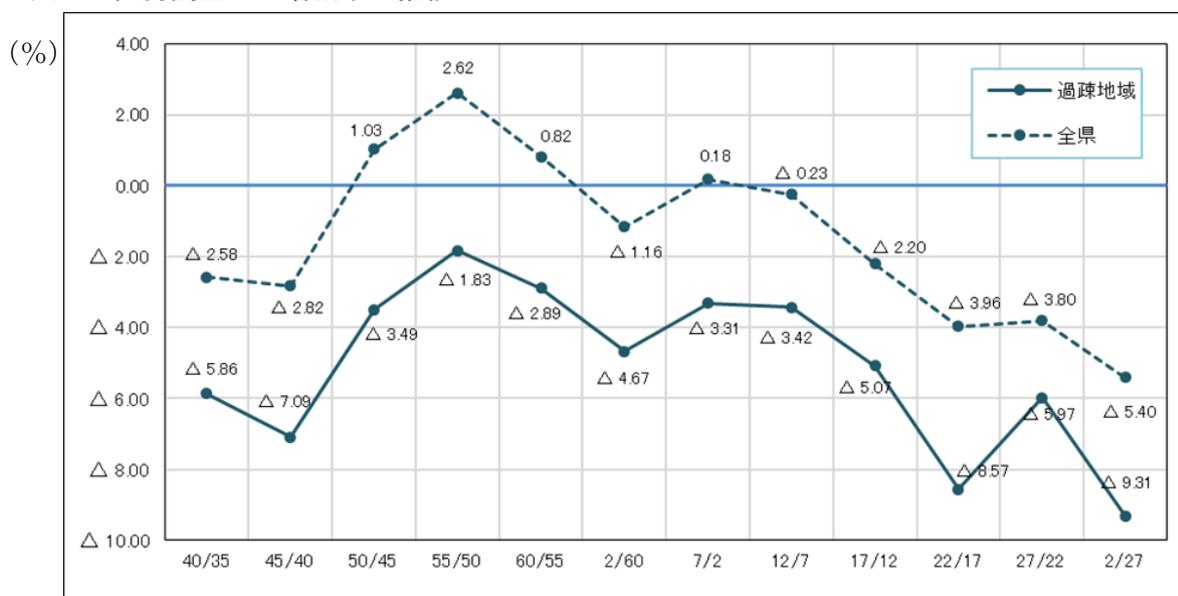
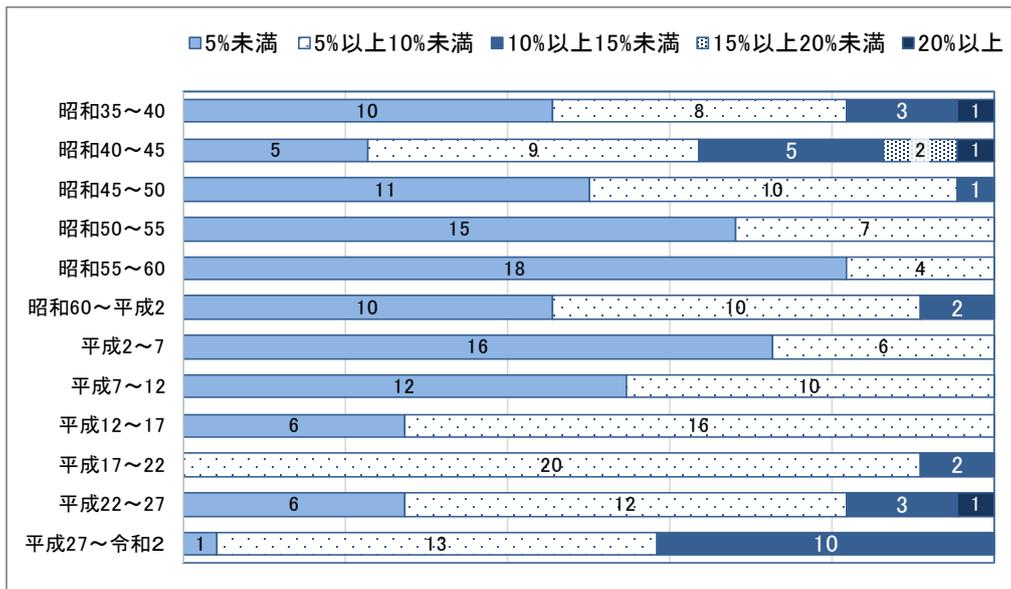


図3 人口減段階別過疎地域市町村数の推移



イ 人口の自然増減と社会増減

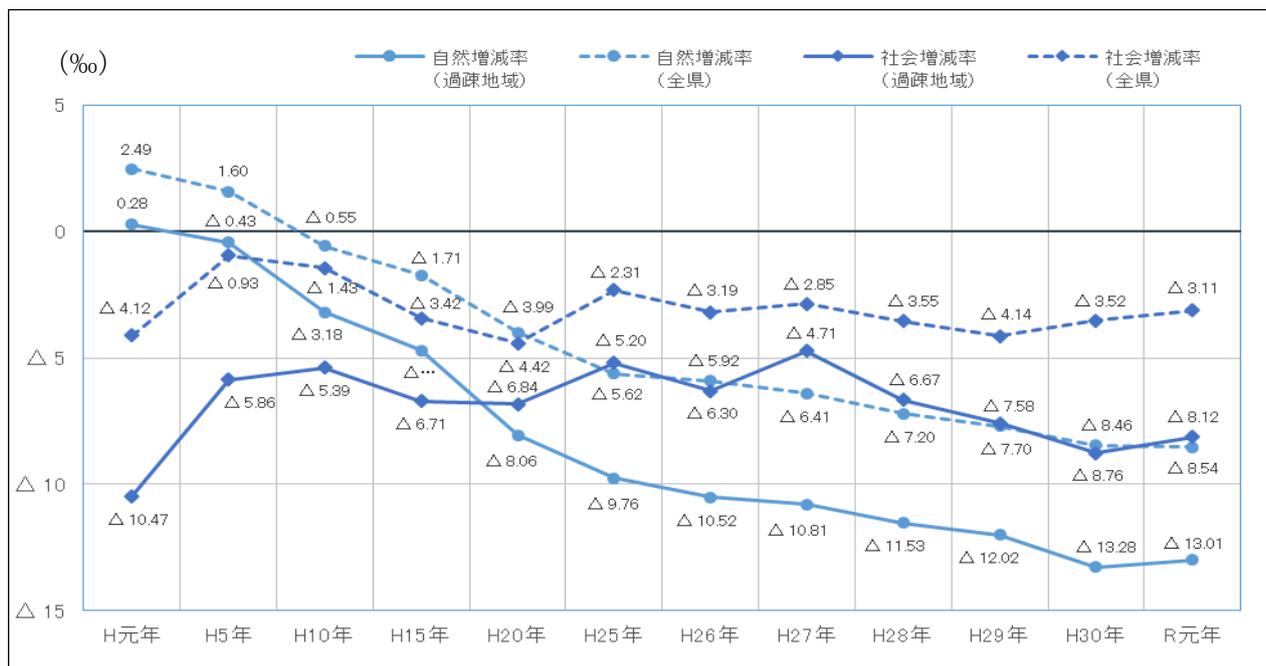
過疎地域の自然増減は、平成5年から死亡者数が出生者数を上回る自然減が続いています。

平成30年の増減率（人口千人対、‰）は△13.3‰となり、県全体の増減率△8.5‰と格差がある状態が続いています。

また、過疎地域の社会増減も、転出超過による人口減少が続いています。平成元年の社会増減は約6,000人の転出超過であり、その後一時的に減少幅は縮小傾向となったものの、令和元年には約3,300人の転出超過、増減率は△8.1‰となりました。（資料2）

また、平成20年以降、自然増減率と社会増減率が逆転し、自然減のウェイトが高まっています。（図4）

図4 自然増減率・社会増減率の推移



ウ 若年者と高齢者の人口動向

若年者の人口流出が継続的に続いており、過疎地域における令和2年国勢調査による若年層（15歳以上30歳未満）の全人口に占める割合は、平成2年の15.0%から5.2ポイント減少して9.8%となりました。これは、全県の11.8%に比べ2.0ポイント低い数値となっています。

また、高齢化の進展により、過疎地域における高齢者（65歳以上）の人口は、平成12年から令和2年までの間に約13.7%（21,032人）増加しました。（資料3）この結果、全人口に占める高齢者の割合が、平成2年の16.8%から22.7ポイント増加して39.5%となり、過疎地域住民の10人に4人が高齢者となり、高齢社会が急速に進行しています。（図5）

過疎地域におけるコーホート（同一年齢区分に属する出生者集団）人口の増減率の推移をみると、平成27年からの5年間で、減少率が最も大きいのは、20～24歳階層の37.9%、次いで15～19歳階層の16.6%となっており、15～19歳階層は昭和45年以降、20～24歳階層は平成2年以降に人口流失の度合いは下がっているものの、全期間を通じて若者の人口は減少しており、構造的なものとなっています。（図6）

なお、平成12年コーホートの5年後（平成17年）、10年後（平成22年）、15年後（平成27年）、20年後（令和2年）の推移を見ると、平成12年の10～14歳階層人口は10年後に約半分となりましたが、それ以降はほぼ横ばいとなっています。また、20歳以上の階層では、定着率が高いことを示しています。（図7）

図5 年齢階層別人口構成比の推移

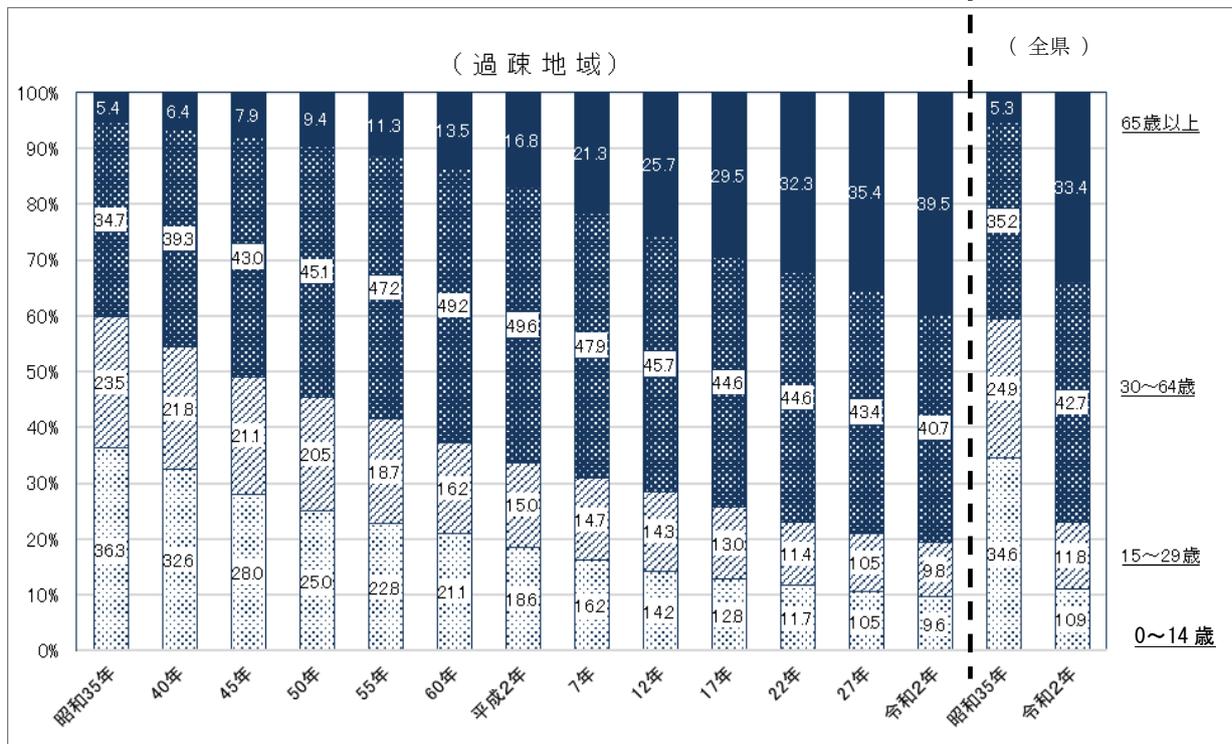


図6 過疎地域におけるコーホート人口増減率の推移

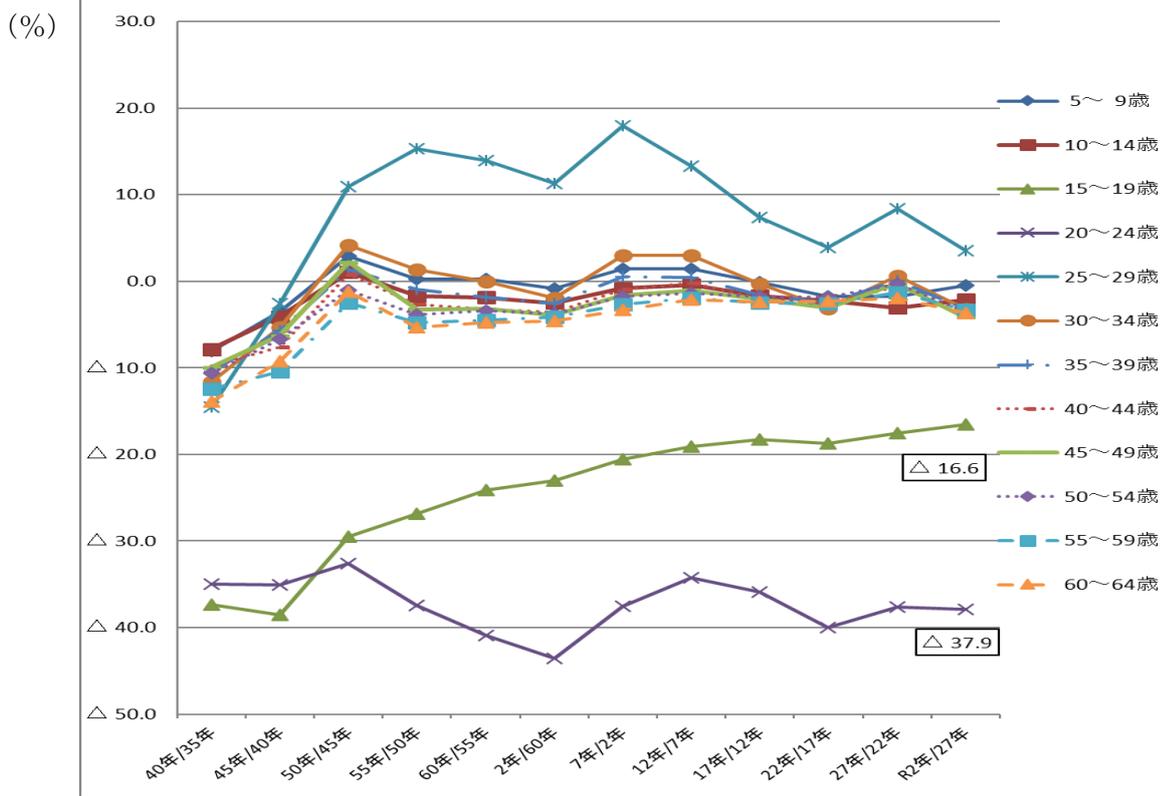
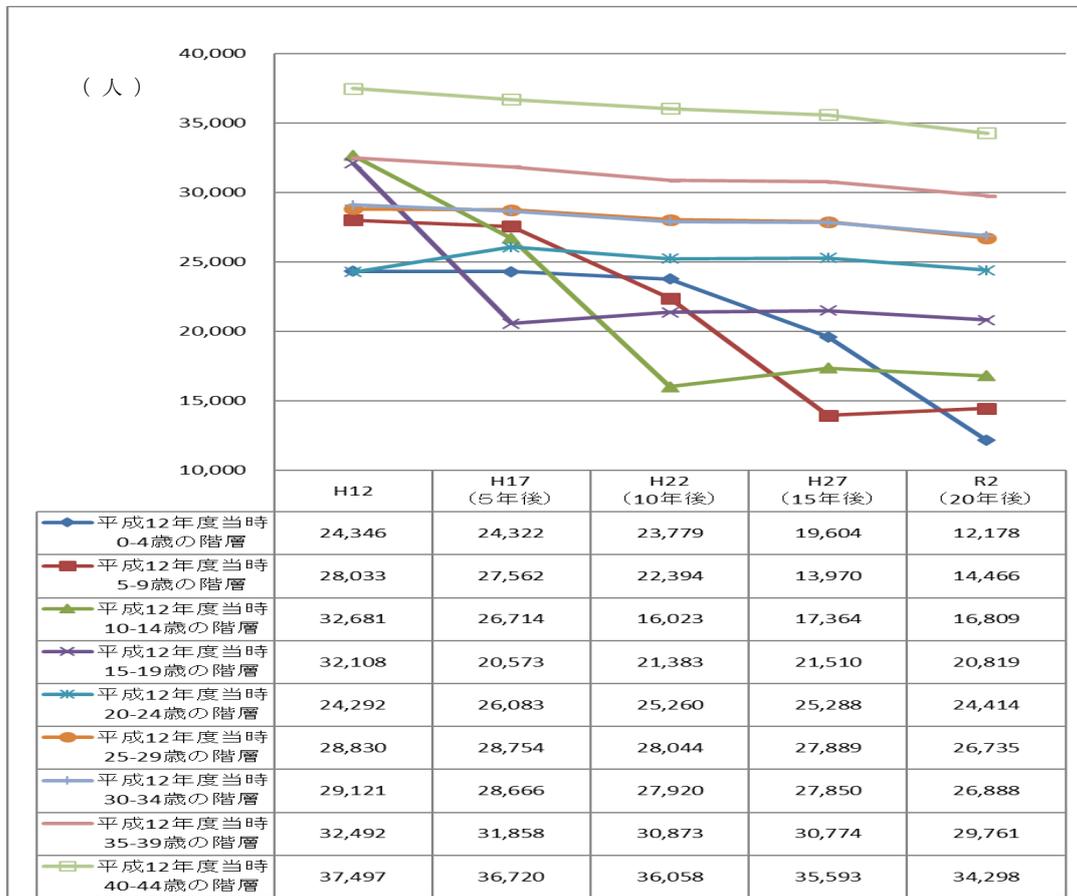


図7 過疎地域の平成12年コーホート人口の推移



エ 移住・定住

本県の人口は社会減が続いており、10代後半から20代前半の女性の進学期・就職期の転出が顕著になっています。

県においては、これまで移住先としての魅力発信、移住やU・Iターン³就職等相談窓口の充実、各市町村の移住促進体制構築への支援等に取り組み、平成27年度から令和元年度までの移住者数は、毎年度1,000人を超えています。

(3) 産業分野

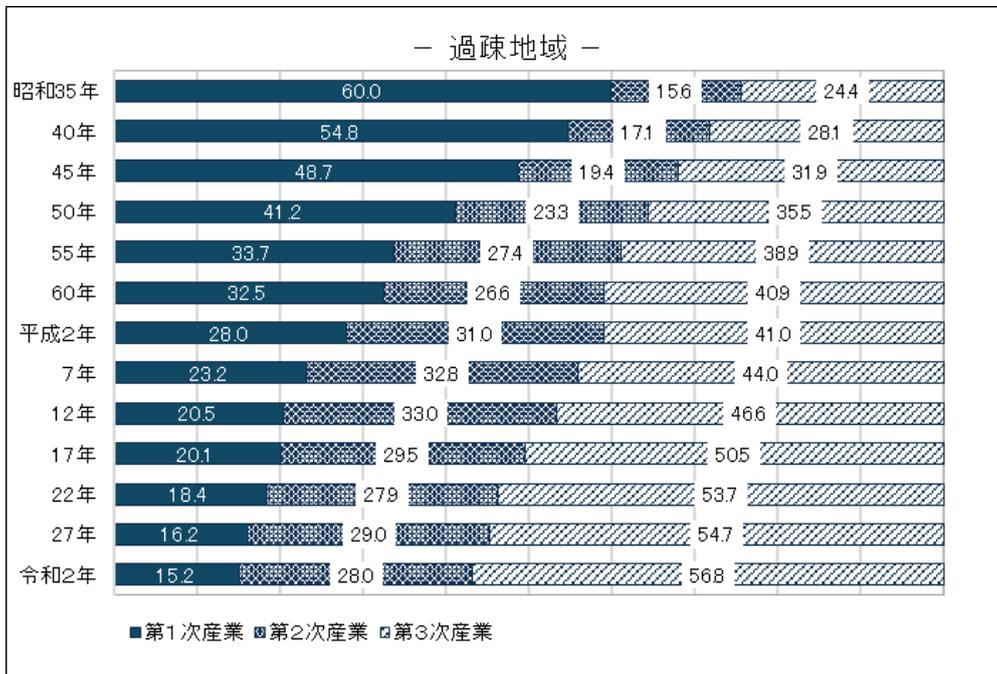
ア 就業人口

過疎地域の就業人口は、昭和35年から令和2年までの間に約44.0%（約16万4千人）減少し、約13.0%（約9万1千人）減少の県全体とは大きな差があります。

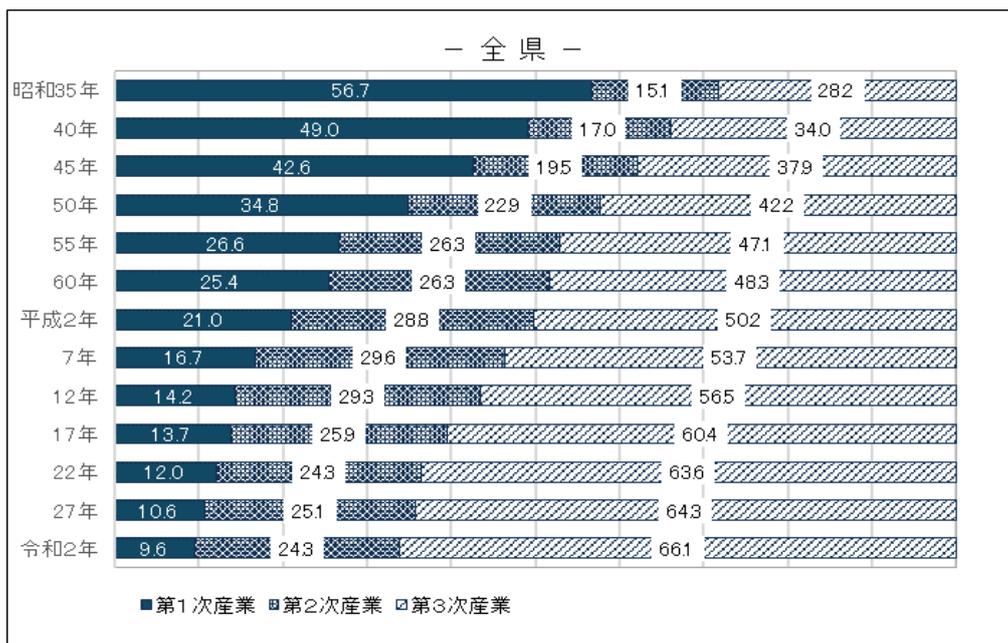
産業別では、第1次産業の就業人口が約19万3千人減少したのに対して、第2次産業はほぼ同数、第3次産業は約2万8千人の増加にとどまっており、第1次産業就労人口の減少が第2次、第3次産業で吸収されていないことを示しています。（資料4）

また、就業人口の構成比をみると、かつて過疎地域の中核的産業であった第1次産業が大きく減少し、県全体と同様に第2次及び第3次産業へとシフトしており、農林水産業の担い手の不足が問題となっています。（図8）

図8 産業別就業人口の増減状況及び構成比



³ 大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。



イ 市町村内総生産の状況

過疎地域における市町村内総生産について、平成30年度は平成20年度に比較して約28%増加したものの、県全体の総生産額に占める割合は約34%にとどまっています。(資料5)

また、平成30年度の人口一人当たりの市町村民所得は、復興需要の影響等もあり県全体の伸び率を上回っていますが、県全体と比較して約9割にとどまっています。(資料6)

ウ 農林水産業

農林水産業は、過疎地域における基幹的産業であり、その振興を図ることは地域産業の育成の面からも重要です。

しかし、少子化や第2次及び第3次産業へのシフトによる担い手の減少や高齢化などにより労働力はさらに低下しています。また、経済のグローバル化に伴う農林水産物の海外からの輸入増加と国内産地の競争激化、経済不況等による生産物価格の低迷から、農地など経営資源の減少も進行しています。さらに、近年の海洋環境の変化等による主要魚種の漁獲量の減少など、新たな課題に直面しています。

一方、森林資源は本格的な利用期を迎え、木材需要も増加傾向にあるほか、水産業においては、サケ・マス類の海面養殖等のつくり育てる漁業の充実・強化に向けた取組が進められています。また、食品の安全・安心に対する消費者ニーズの高まりの中で、農薬等の使用の少ない農業生産に取り組む産地の増加や、東北で初めて導入した本県独自の農業生産工程管理(県版GAP)⁴の普及・拡大など、安全・安心な生産供給体制が確立されつつあります。

加えて、生産者の加工・販売分野への進出や他産業との連携等が活発化しています。こうした中、自然豊かな過疎地域のもつ国土の保全、水源の涵養などの多面的機能の重要性が注目されています。

⁴ 農業者自らが、栽培準備から出荷・調製までの各段階で、記録、点検・評価により、食品安全、環境保全、農産物の品質、労働安全等を改善する生産工程管理手法。

さらに、グリーン・ツーリズム⁵では、農村生活体験を取り入れた教育旅行で本県を訪れる学校数が増加傾向（H30：433校、R1：553校）にあり、都市と農山漁村との交流が一層進んでいます。

エ 商業

過疎地域では、事業所数及び従業員数が減少傾向にあります。

年間販売額は、過疎地域、県全体とも増加から減少に転じていますが、近年、過疎地域では、従業員数及び販売額が県全体と比較して大きく減少しており、格差が拡大しています。

過疎地域の事業所は、1事業所当たりの従業者数や年間販売額が県全体を下回っており、小規模な事業所が中心となっています。そのため、人口の流出や、個性化・多様化する消費者ニーズに対応することが困難であるため、今後も厳しい状況が続くものと見込まれます。（資料7）

オ 企業誘致

過疎地域は、首都圏からの交通アクセス等の立地環境に恵まれていないところが多いですが、昭和30年以降の製造業を中心とした企業誘致数は伸びており、全県に対する割合は50%前後で推移しており、増加率も県全体と同様の傾向を示しています。

企業誘致は、就業の場の確保とともに、過疎地域の持続的発展に大きな役割を果たしており、今後とも優良企業の立地を促進する必要があります。（資料8）

カ 地場産業

地場産業は、過疎地域における若年層の地元定着や技能を有する高齢者等の雇用を図る上で有効な産業ですが、国内外の地域間競争が一層厳しさを増しているほか、ライフスタイルの変化等による需要低迷により、様々な地場産業において、従事者の高齢化や担い手不足等の問題を抱えています。

この問題解決に向けた売上の確保や、販路の拡大による持続的な事業維持及び成長が重要な課題となっています。

キ 情報通信産業

少子高齢化が進展する過疎地域においては、地域に根付いたものづくり産業、農林水産業、観光、商業などの幅広い産業において担い手の不足等が懸念されているほか、保健福祉分野など様々な地域課題を抱えており、今後はIT産業と他産業との連携を促進し、過疎地域の産業の高度化・高付加価値化や地域課題の解決へ向けたIT活用、地域内のIT人材の育成等に取り組む必要があります。

ク 観光産業

過疎地域は、十和田八幡平国立公園や三陸復興国立公園をはじめ、山岳、海岸、温泉、溪流等の自然を中心とした観光資源に恵まれています。

⁵ 農山漁村を訪問して、その自然と文化、人々との交流をありのままに楽しむ余暇形態。

観光入込客数は、震災前の平成 22 年と比較すると、全県では上回っているものの、過疎地域では若干下回っています。

これは、東日本大震災津波の影響により落ち込んだ沿岸地域の観光入込客数が回復していないことによるものと考えられます。(資料 9)

(4) 生活関連分野

ア 道路

過疎地域の県道及び市町村道の整備水準は、改良率・舗装率ともに、県全体の数値を若干下回っているものの、過疎対策事業債の充当等により向上しており、着実な成果を上げてきています。

(表 5)

表 5 道路の整備状況 (％)

区分		過疎地域				全県			
		10 年度	20 年度	25 年度	30 年度	10 年度	20 年度	25 年度	30 年度
県道	改良率	73.4	80.3	83.2	83.5	79.0	83.3	84.5	85.3
	舗装率	77.8	81.9	83.7	84.4	80.8	83.5	84.5	85.1
市町村道	改良率	50.4	55.8	57.6	59.4	50.0	57.1	58.9	60.4
	舗装率	48.0	54.3	55.7	57.7	47.4	55.3	57.2	58.7

※資料：岩手県県土整備部道路環境課「岩手の道路現況」(各年度 4 月 1 日現在)

イ 教育・文化

過疎地域の教育施設等の整備は、各市町村において公共施設等総合管理計画の下、個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)を策定し、より良い教育環境の整備を進めています。

また、学校統廃合による廃校及び児童・生徒の減少による余裕教室等を利用した都市部住民等との地域間交流の取組が進んでいます。

ウ 生活環境

過疎地域の上水道や下水道などの生活環境の向上に資する施設の整備は、全般的に進んできていますが、汚水処理人口普及率については、全県との格差が年々縮小しているものの、過疎地域特有の世帯の広域的な点在等により、未だ 1.1 倍以上の格差があります。

今後、河川・湖沼の水質保全を図るとともに、快適で衛生的な生活や良好な居住環境を確保することが課題となっています。(資料 10)

エ 医療

過疎地域の医療提供については、依然として全県との格差がみられます。特に医師数については、県平均との格差に加え、地域偏在の問題や、産科や小児科などの特定診療科の医師不足が課題となっています。(資料 11)

オ 高齢者福祉

過疎地域においては、他の地域以上に高齢化が進行しているため、在宅サービスの充実や介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の整備に努めてきたところです。

また、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和 22（2040）年を見据え、過疎地域はもとより、各地域で医療、介護、予防、住まい及び日常生活の支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム⁶」を構築し、それを深化・推進するための取組が行われています。

しかし、地域によっては高齢者のためのサービス提供基盤が脆弱なところもあり、そのような地域においては、地域の実情に応じた小規模で多機能なサービス提供拠点づくりや多様な主体による生活支援サービスなどの資源開発、サービス提供主体間のネットワークづくりを進めることが課題となっています。

2 これまでの過疎対策の成果と課題

(1) 概要

本県では、過疎地域に対して過疎地域対策緊急措置法（昭和 45 年法律第 31 号）、過疎地域振興特別措置法（昭和 55 年法律第 19 号）、過疎地域活性化特別措置法（平成 2 年法律第 15 号）及び過疎地域自立促進特別措置法に基づき、これまでの 50 年間で約 3 兆 3815 億円を投資してきました。加えて、県道等の整備に係る市町村負担金の免除や自治振興基金の貸付条件の配慮など県単独の支援策を講じ、積極的に過疎地域の振興を図ってきたところです。（表 6）

表 6 過疎対策事業費

区分	県事業分	市町村事業分	合計
①過疎地域対策緊急措置法（S45～S54）	59,732 百万円	114,969 百万円	174,701 百万円
②過疎地域振興特別措置法（S55～H1）	189,400 百万円	229,390 百万円	418,790 百万円
③過疎地域活性化特別措置法（H2～H11）	357,326 百万円	439,309 百万円	796,635 百万円
④過疎地域自立促進特別措置法（H12～R2※）	1,122,200 百万円	869,152 百万円	1,991,352 百万円
合計	1,728,658 百万円	1,652,820 百万円	3,381,478 百万円

（※注） 令和 2 年度事業実績は含まない。

(2) 成果と課題

これまでの過疎対策の結果、生活の基盤である公共施設等の整備が進み、地域資源を活用した産業振興施策の推進や都市等との地域間交流事業の促進など地域活性化のための取組が行われ、移住・定住促進、企業誘致、教育環境の整備、福祉・公共施設の維持・管理などの面で県民や N P O、企業・団体などと行政が協働して、地域で支え合う様々な取組が展開されるなど、過疎対策は一定の成果を上げてきたところです。

⁶ 高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするため、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供するシステム。

しかし、担い手の減少・高齢化や、経済のグローバル化に伴う国内外の産地間競争の激化、雇用の受け皿の流出、観光入込客数の伸び悩み、医師不足など、過疎地域をめぐる環境は一層厳しさを増しており、生活基盤にも格差が残されているなど、依然として多くの課題を抱えています。

一方、過疎地域においては、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保、自然環境の保全、多様な生活様式・地域文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有しています。また、大規模な災害や感染症等による被害に関する危険の増大の問題が深刻化している中、県土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割は一層重要なものとなってきています。

このほか、広域的な視点に立ち、市町村が策定する市町村計画の着実な実現に向け、市町村の自主性に配慮しつつ必要な支援を行うとともに、過疎対策の財源となる過疎対策事業債については、現下の厳しい財政状況にあつて、将来の社会資本整備のあり方を見据えた適切な事業の実施に加えて、過疎地域の自立に向けたソフト事業（交通対策等）に活用するなど、戦略的な利活用が求められます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、本県においても、経営に影響が出ている事業者に対する資金繰りなどの支援とともに、地元消費を中心とした消費喚起など、様々な取組を実施していますが、宿泊業や飲食業を中心に影響が続いているほか、令和2年度の県外からの移住者数は1,318名となり例年に比べ微増に留まるなど、各方面で影響を受けています。

一方で、コロナ禍を契機に、地方への関心が高まっています。

本県は、感染リスクの低さに加え、豊かな自然環境、食べ物の美味しさなどの優れた基本条件や、農林水産業、ものづくり産業、観光産業等の幅広い基幹産業を有しており、安全・安心して働き、暮らし、学ぶ環境が備わっています。

このような本県の良さを生かしながら、移住・定住の推進など、過疎地域の持続的な発展に向けた取組を強化していくことが重要です。

Ⅲ 過疎地域の持続的発展に向けた基本方向

1 基本目標

基本目標（目指す姿）

**東日本大震災津波の経験に基づき、
引き続き復興に取り組みながら、
お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて**

幸福を次世代に引き継ぎ、持続可能な岩手を創造する
過疎地域のそれぞれの強みを伸ばし、弱みを克服しながら、魅力あふれる地域づくりを進める

2 過疎対策の方向性

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- 岩手で暮らす魅力を高め、移住・定住を促進します
- ライフスタイルに応じた新しい働き方を通じて、一人ひとりの能力を発揮できる環境をつくれます
- つながりや活力を感じられる地域コミュニティを守り育てます
- 幅広い市民活動や多様な主体による県民運動を促進します
- 地域に貢献する人材を育てます

(2) 産業の振興

- 意欲と能力のある経営体を育成し、農林水産業の振興を図ります
- 収益力の高い「食料・木材供給基地」をつくれます
- 農林水産物の付加価値を高め、販路を広げます
- 一人ひとりに合った暮らし方ができる農山漁村をつくれます
- 地域経済を支える中小企業の振興を図ります
- 国際競争力が高く、地域の産業・雇用に好循環をもたらすものづくり産業を盛んにします
- 地域資源を生かした魅力ある産業を盛んにします
- 地域経済に好循環をもたらす観光産業を盛んにします
- ライフスタイルに応じた新しい働き方を通じて、一人ひとりの能力を発揮できる環境をつくれます（再掲）

(3) 地域における情報化

- 科学・情報技術を活用できる基盤を強化します

(4) 交通施設の整備、交通手段の確保

- 安全・安心を支える社会資本を整備します
- 産業や観光振興の基盤となる社会資本を整備します
- 生活を支える社会資本を良好に維持管理し、次世代に引き継ぎます
- 地域の暮らしを支える公共交通を守ります

(5) 生活環境の整備

- 快適で豊かな暮らしを支える生活環境をつくります
- 自助、共助、公助による防災体制をつくります
- 循環型地域社会の形成を進めます
- 安全・安心を支える社会資本を整備します（再掲）
- 生活を支える社会資本を良好に維持管理し、次世代に引き継ぎます（再掲）

(6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

- 安心して子どもを産み育てられる環境をつくります
- ライフスタイルに応じた新しい働き方を通じて、一人ひとりの能力を発揮できる環境をつくります（再掲）
- 介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります
- 性別や年齢、障がいの有無にかかわらず活躍できる社会をつくります

(7) 医療の確保

- 必要に応じた医療を受けることができる体制を充実します
- 生涯にわたり心身ともに健やかに生活できる環境をつくります

(8) 教育の振興

- 生涯を通じて学び続けられる場をつくります
- 地域やコミュニティにおいて、学校と家庭、住民が協働して子どもの育ちと学びを支えます
- 【知育】 児童生徒の確かな学力を育みます
- 【徳育】 児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます
- 【体育】 児童生徒の健やかな体を育みます
- 共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます
- いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校をつくります
- 児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備や教職員の資質の向上を進めます
- 多様なニーズに応じた特色ある私学教育を充実します
- 文化芸術・スポーツを担う人材を育てます
- 高等教育機関と連携した地域づくり・人づくりを進めます

(9) 集落の整備

- つながりや活力を感じられる地域コミュニティを守り育てます（再掲）
- 幅広い市民活動や多様な主体による県民運動を促進します（再掲）

(10) 地域文化の振興

- 幅広い分野の文化芸術に親しみ、生涯を通じてスポーツを楽しむ機会を広げます
- 文化芸術・スポーツを担う人材を育てます（再掲）
- 文化芸術・スポーツを生かした地域をつくります
- 豊かな歴史や民俗芸能などの伝統文化が受け継がれる環境をつくり、交流を広げます

(11) 再生可能エネルギーの利用推進及び自然環境の保全・再生

- 地球温暖化防止に向け、脱炭素社会の形成を進めます
- 循環型地域社会の形成を進めます
- 生活を支える社会資本を良好に維持管理し、次世代に引き継ぎます（再掲）
- 多様で優れた環境を守り、次世代に引き継ぎます

3 広域振興圏における過疎対策の方向性

(1) 地域振興の基本的な考え方

地域振興に当たっては、住民に身近なサービスは、市町村が担うことを基本としつつ、より広域的な視点から、4広域振興圏の振興を進めるとともに、県民一人ひとりの幸福を守り育て、持続可能な地域社会を築いていくため、各地域の特性を十分に踏まえた取組を進めていきます。

特に、人口減少が進行している県北・沿岸圏域においては、優れた地域資源や新たな交通ネットワークなどの社会資本を最大限に生かし、東日本大震災津波からの復興とその先の振興も見据えながら、地域経済の基盤強化を進めていきます。また、山村・豪雪などの条件不利地域についても、引き続きその振興を図っていきます。

(2) 広域振興圏の振興

人口減少・少子高齢化が進行する中、地域が置かれている状況や地域資源の特性をしっかりと捉え、各圏域の持つ強みを伸ばし、弱みを克服する施策を講じる必要があります。

このことから、県民、企業、NPO、市町村、県など、地域社会を構成するあらゆる主体が、それぞれの圏域が掲げる目指す姿を共有し、手を携えて、その実現に向けた取組を進めていくことが重要となります。

ア 県央広域振興圏（八幡平市、岩手町、葛巻町）

圏域の面積は、県全体の概ね1/4、人口は1/3を超え、県全体の中核的な役割を担う地域であり、盛岡市を中心に、企業をはじめ、主要な官公庁や、図書館・美術館などの教養文化施設等の都市機能、大学・研究機関等の学術研究機能が集積しています。

(ア) 高度医療施設、多くの福祉・介護施設、高等教育機関、文化・スポーツ施設など暮らしに関わるサービスを提供するための都市機能が集積していることから、圏域の中心都市と近隣の市町村が、広域的に連携し合いながら、生活関連サービスの充実を図り、一人ひとりが快適で健やかに暮らせる地域社会をつくりまします。

(イ) 県外からの移住・定住や外国人観光客の増加、岩手県における国際リニアコライダー（ILC⁷）の実現などによる県外・海外との交流の活発化が見込まれることから、来県する外国人をはじめ、様々な文化や考え方を持った人々が地域社会に融和し、多様な文化が共生する地域を創造するとともに、産業分野とも連動した東北の拠点にふさわしいまちづくりを進めます。

(ウ) 中核市⁸である県都盛岡市を中心に、主要な行政機関や金融機関等の民間事業所をはじめ、大学・試験研究機関などの学術研究機能が集積していることから、産学官金連携の強化により、第4次産業革命⁹など急速に変化する社会環境に適切に対応し、集積しているIT産業やものづくり産業の振興を図ります。

⁷ International Linear Collider（国際リニアコライダー）の略。全長20～50kmの地下トンネルに建設される、電子と陽電子を加速、衝突させ質量の起源や時空構造、宇宙誕生の謎の解明を目指す大規模施設。

⁸ 政令で指定された人口20万人以上の市。野犬の捕獲、飲食店の営業許可、障害者手帳の交付などの権限が認められる。

⁹ 人工知能（AI）やモノのインターネット（IoT）、ロボットなどのIT技術によって、製造業を中心に産業構造を大きく転換しようとする動き。

- (エ) 盛岡・八幡平エリアなどの優れた観光資源や豊かな食材、県内有数のスポーツ施設を有することなどから、これらの特色を生かした観光振興やスポーツツーリズム¹⁰を推進するとともに、北東北の交通の結節点として経済活動を支える交通ネットワークの整備を進めます。
- (オ) 米・園芸・畜産のバランスのとれた農業が展開されているほか、カラマツ¹¹などの豊富な森林資源を有することから、これらの特色を生かしながら、持続可能な農林業の振興を図ります。

イ 県南広域振興圏（花巻市（うち旧大迫町、旧東和町）、遠野市、一関市、奥州市（うち旧江刺市、旧衣川村）、西和賀町）

圏域は、県内有数の農業地帯であるとともに、自動車や半導体関連など多数の企業が立地し、県内工業製品出荷額の7割を占めるものづくり産業の集積地域であり、農業と工業のバランスを取りながら、持続可能な雇用、産業振興が図られています。また、平泉の世界遺産や国際リニアコライダー（ILC）の建設候補地を有し、国際化を展望したコミュニティ形成の取組が進められています。

- (ア) 産業集積を背景とした働く世代の活躍が見込まれる地域であることから、より安心して子育てできる環境や医療体制を整備するとともに、県南圏域が建設候補地となっている国際リニアコライダー（ILC）の研究者等の多様な文化を持つ人々と地域住民が共に安心して暮らせる地域コミュニティを形成し、一人ひとりがいきいきと暮らせる地域づくりを進めます。
- (イ) 東北を代表するものづくり産業の集積が進んでいる地域であることから、より地域や岩手県の経済をけん引できるよう、自動車関連産業、半導体関連産業、国際リニアコライダー（ILC）関連産業に対応できる企業の技術力と競争力の向上を図り、また、県内外からの人材の地域企業への就職や地元定着を促進します。
- (ウ) 世界遺産「平泉の文化遺産」に代表される歴史文化を伝える観光資源、もち食等の地域に伝わる食文化や「早池峰神楽¹²」等の民俗芸能など多様な地域資源を有することから、これらを生かした魅力発信により、交流人口の拡大を図ります。
- (エ) 農業においては、整備された農地を生かした水田農業や園芸経営などの規模拡大が進んでおり、また、林業においては、大型合板工場などの木材の大口需要先が整備されている地域であることから、企業の経営体など地域をけん引する担い手のさらなる育成を図るとともに、先端技術の導入などによる生産性向上や多様な主体による地域資源の高付加価値化の取組を促進し、収益性の高い農林業を展開します。

ウ 沿岸広域振興圏（宮古市、大船渡市、釜石市、陸前高田市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村）

¹⁰ スポーツを目的とした旅行そのものに加え、多目的な旅行者に対する旅行先の地域でも主体的にスポーツに親しむことのできる環境の整備、国際競技大会の招致・開催、合宿招致等を包含した、複合的でこれまでにない「豊かな旅行スタイルの創造」を目指すもの。

¹¹ マツ科カラマツ属の落葉針葉樹。県内に広く自生又は植林されている。

¹² 花巻市大迫町に伝わる民俗芸能の神楽。昭和50年（1975年）の文化財保護法の改正によって制定された重要無形民俗文化財の第1回の指定を受け、平成21年（2009年）にユネスコの無形文化遺産に登録。

圏域は、歴史的に鉄鉱や石灰などの資源を生かした素材型のものづくり産業や、豊かな三陸の海を生かした水産業、温暖な気候などの地域特性を生かした農林業が脈々と受け継がれ発展しています。

沿岸部は、東日本大震災津波や平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号により甚大な被害を受けており、これらの経験や復興の取組状況を踏まえ、防災文化を醸成し、教訓の伝承や国内外への情報発信を推進するとともに、「安全」の確保、被災者の「こころのケア」や「暮らしの再建」、及び「なりわいの再生」をより一層力強く推し進める必要があります。

- (ア) 世界的シェアを誇る精密機械関連産業の立地集積と、産学官連携などによる地域の資源を活用した新たな産業の創出などを促進し、より競争力の高い産業の育成を図ります。
- (イ) 工業製品等の物流拠点としての強みや、機能強化が図られた港湾、整備が進む復興道路等¹³の交通ネットワーク機能などを生かし、世界とつながる拠点としての役割を果たしていきます。
- (ウ) 世界有数の漁場、豊富な森林資源、比較的温暖な地域特性を生かした農業など、圏域の基盤である農林水産業の維持発展を図るとともに、高品質で安全・安心な農林水産物の高付加価値化を進め、「三陸ブランド」の魅力向上を図ります。
- (エ) 優れた自然景観や、これまで培われてきた産業風土、歴史文化などの地域資源を生かした企業立地や観光振興などに取り組むとともに、安定した雇用の確保に努め、若年者の地元定着を図り、定住・交流人口の拡大を進めます。
- (オ) 津波、豪雨等の自然災害から住民生活を守る基盤整備を進めるとともに、防災意識の高揚を図りながら、安全・安心して暮らせる災害に強い圏域の形成を進めます。
- (カ) 地域ぐるみで少子化対策や健康づくりの取組などを進め、地域の伝統文化やコミュニティを大切にしながら、安心して健やかに暮らせる活力のある圏域の形成を進めます。
- (キ) 引き続き復興事業に係る社会基盤の整備を進め、被災者のこころのケアや暮らしの再建、地域経済を牽引する水産業をはじめとした地域産業の振興を図ります。

エ 県北広域振興圏（久慈市（うち旧山形村）、二戸市、洋野町、軽米町、一戸町、普代村、野田村、九戸村）

圏域は本県の北に位置し、県央圏域や八戸圏域と接しており、豊富な再生可能エネルギー、御所野遺跡や漆などの特色ある地域資源を有しているほか、全国有数のプロイラー産業やアパレル産業が集積しています。

夏期冷涼な気候や高標高地などの地域特性を生かした農業も盛んです。また、短角和牛の産地であり、ウニ・アワビ・ホヤなどの水産資源も有しています。

沿岸部では、東日本大震災津波や台風災害を経験して得た教訓を生かし、安全・安心に暮らせる地域社会づくりを推し進める必要があります。

¹³ 復興道路：三陸沿岸地域の復興のために必要な災害に強い高規格道路等の幹線道路ネットワーク。
復興支援道路：内陸部から三陸沿岸各都市にアクセスする道路及び横断軸間を南北に連絡する道路、インターチェンジにアクセスする道路。

- (ア) 歴史的・文化的に深いつながりがある県央圏域や八戸圏域などと、生活圏の広域化に伴い、一層結び付きが強くなっているほか、交通ネットワークの整備や世界遺産登録に向けた取組などにより、北東北、北海道とのつながりができてきていることから、様々な面で一層の交流・連携を図りながら、地域の活性化を進めます。
- (イ) 東日本大震災津波や平成 28 年台風第 10 号災害を経験して得た教訓を生かし、災害から住民生活を守る基盤の整備や、地域住民の互助の精神を生かした様々なネットワークづくりにより、生涯を通じて健康で、安全・安心に暮らせる地域社会づくりを進めます。
- (ウ) 再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有する地域であることから、太陽光、風力、バイオマス¹⁴などの豊富な再生可能エネルギー資源を生かした地域づくりに取り組みます。
- (エ) 多様な気候や地形、風土などを生かし、冷涼な気候に適したレタスやほうれんそう、豊富な森林資源を活用したいだけ、三陸の海が育むアワビ、ウニや天然ホヤなどが生産されているほか、全国有数の生産量を誇るブロイラー産業が集積していることから、安全・安心で魅力的な農林水産物の生産と食産業の振興を図ります。
- (オ) 高い技術力を有するアパレル産業が集積していることから、アパレル産業をはじめとする事業者のネットワーク活動を盛んにし、ものづくり産業の振興を図ります。
- (カ) 三陸ジオパーク¹⁵などの豊かな自然環境、御所野遺跡や漆に代表される伝統に培われた歴史・文化など、特色ある地域資源を有することから、これらを生かした定住・交流人口の拡大を図ります。

(3) 広域振興圏や県の区域を越えた広域的な連携の強化

グローバル化や人口減少・少子高齢化が進む中で、地域が持続的に発展していくためには、広域振興圏や県域の区域を越えた連携のもとで、戦略的な取組を展開していく必要があります。

このため、固有の地域特性や資源を持つ4広域振興圏内の様々な主体による連携に加え、各圏域の間において、連携や相互補完の取組を一層強化し、産業振興や観光などの分野で相乗的な効果を発揮していきます。

また、歴史的・文化的なつながりを有する青森、秋田、宮城各県との県境地域においては、これまで築いてきた協力関係や機能の相互補完などをさらに発展させる取組を強化していきます。

さらに、地域資源の相互活用やスケールメリットの発揮などにより地域全体の発展や共通課題の解決を図るため、「北海道・北東北」や「東北全体」など、より広域的な連携を進めていきます。

¹⁴ 再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。薪炭・稲わら・製材端材などの農林資源、古材などの産業廃棄物、都市ごみ、し尿、畜産廃棄物などが含まれる。

¹⁵ 岩手県を中心に青森県八戸市から宮城県気仙沼市に至る3県16市町村で構成される日本最大級のジオパーク（地域に親しみ、山や川をよく見てその成り立ちと仕組みに気付き、生態系や人間生活とのかかわりを考える場所。また、そのような地球を学ぶ旅を楽しむ場所）。

IV 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 多様な人材の確保、育成

移住希望者が岩手の魅力を知り、岩手で暮らしたくなるよう、移住後の暮らしのイメージの発信の強化や首都圏での移住相談の充実により、将来の移住者となり得る岩手ファンを増やし、U・Iターンを促進します。

移住者が地域に溶け込み、活力のある地域コミュニティを築いていくことができるよう、官民が連携した移住推進体制の強化や、地域で移住者を受け入れるサポート体制の整備など、安心して移住し、活躍できる環境の整備を進めます。

お互いに助け合い、活力が感じられる地域コミュニティを守り育てるため、地域活動に取り組む団体に対する意識啓発やノウハウの提供により、地域コミュニティ活動を支える人材を育成します。

(2) 移住及び定住の促進

ア 東京圏から本県への移住と中小企業等の人材確保支援のため、求人・求職のマッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」の利用を促進するとともに、県の首都圏等相談窓口と市町村との連携による移住者支援を実施します。

イ 県内企業の人手不足に対応して、県内外からの人材確保や、企業の採用力強化を図るため、学生へのU・Iターンに関する相談対応や職業紹介、インターシップへの支援等を実施します。

ウ 県内の事業所で就業体験を行いながら、地域のお祭りやイベントに参加し、岩手の仕事と暮らしの魅力を体験するふるさとワーキングホリデー¹⁶など、移住体験の取組を推進します。

エ 移住希望者が各地域の魅力を知り、暮らしたくなるよう県の移住ポータルサイトやSNS¹⁷、情報誌等による情報発信を行います。

オ 地域活動等を担う人材の確保を促進するため、県の移住等相談窓口と移住先の市町村における窓口となる「岩手県移住コーディネーター」との連携により、切れ目のない移住支援を実施します。

(3) 地域間交流

ア 首都圏で活動している在京コミュニティと連携した交流イベント等の実施や、関係人口¹⁸の優良事例の普及啓発により、岩手ファン・関係人口の拡大を図ります。

イ 県内外における先進事例の普及啓発を図るとともに、国の支援策を効果的に活用し、住民自らが地域課題に取り組む地域運営組織や、「小さな拠点¹⁹」の形成を促進します。

¹⁶ 都市部の住民が一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感するもの。

¹⁷ Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。

人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス

¹⁸ 自分のお気に入りの地域に週末ごとに通ったり、頻繁に通わなくても何らかの形でその地域を応援したりするような人たちの総称。

¹⁹ 地域住民が主体となって、従来の集落の範囲や単一では続けていくことが難しい活動や事業を組み合わせていくことで、地域を維持していくための新しい仕組み。

ウ 三陸防災復興プロジェクト 2019²⁰ を契機として、復興の取組を通じて生まれた様々なつながりを生かした地域住民の交流機会の拡大や生きがいを促進することによって、コミュニティの活性化を図ります。

(4) 人材育成

ア 市町村や地域コミュニティ団体を対象とした、地域づくりに関するフォーラムやセミナーの開催を通じて、地域コミュニティ団体間の連携や交流を促進し、地域コミュニティ活動を支える人材の育成に取り組みます。

イ 地域づくりの新たな担い手である地域おこし協力隊²¹が円滑に活動できるよう、スキルアップやネットワークづくりを支援するほか、地域おこし協力隊などを対象とした起業セミナーの開催などにより地域への定着を図ります。

2 産業の振興

(1) 産業振興の方針

過疎地域においては、農林水産業が地域経済を支える重要な産業であることを踏まえ、生産活動の振興や他産業との連携等を通じた所得向上と地域経済の活性化を図っていきます。このため、農業については、適地適作を基本に据え、安全・安心で高品質な農産物の生産拡大と、生産性・市場性の高い産地づくりを進め、地域毎に個性ある農業の確立を図るとともに、地域農産物を活用した加工品開発の促進等による高付加価値化や、農業・農村が持つ多面的機能の維持・発揮が図られるよう支援します。林業については、木材の生産から加工・流通に至る県産材の安定供給体制の整備を進めるとともに、森林の持つ多面的な機能が高度に発揮され、将来にわたり森林資源が持続的に利用されるよう、森林の整備・保全に努めます。また、原木しいたけ等の産地再生を進めることにより特産林産の振興を図るほか、本県に豊富に賦存する木質バイオマス²²資源の有効活用を促進します。さらに、水産業については、漁業生産量の回復と水産資源の持続的利用を図るため、つくり育てる漁業や資源管理型漁業²³を推進するとともに、地域漁業を牽引する中核的な漁業経営体の育成、安全・安心で高品質な水産物の産地づくり、生産物の付加価値向上、販路の拡大に向けた取組を促進します。

また、若年者にとっても魅力ある雇用機会を創出し、地域経済の活性化を図るため、地域の生活者や環境にも配慮しながら、農商工連携や6次産業化²⁴の推進、企業間や異業種間、産学官の交流・

²⁰ 復興に力強く取り組んでいる地域の姿を発信し、東日本大震災津波の風化を防ぐとともに、国内外からの復興への支援に対する感謝を示し、さらには、被災県として東日本大震災津波の記憶と教訓を伝え、国内外の防災力向上にも貢献すること、また、三陸地域の多様な魅力の国内外への発信と交流の活発化により、新しい三陸の創造につなげるための総合的な防災復興行事。

²¹ 人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。

²² 木質ペレット、木質チップ、薪、製材加工の廃材等の木材由来の生物資源のこと。

²³ 資源の保全・回復を図るため、漁船の隻数や漁獲量を制限したり、禁漁期を設けたりするなどの国や都道府県による公的規制や漁業者による自主的な取組。

²⁴ 農林水産業（1次産業）が、加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）を取り入れ、経営の高度化・多角化を進める取組（1次、2次、3次のそれぞれの産業分野が密接に結びついた形態）。

連携の活発化や、情報技術を活用した多彩なネットワーク、支援システムの整備、意欲と創造性にあふれた人材の育成・確保を図ることにより、地域の個性と資源を生かした総合的な取組を推進し、新しい産業の創出と魅力ある地域づくりを促進します。

さらに、観光産業については、商工業や農林水産業などに広く波及効果をもたらす総合産業として、新しい雇用の創出や地域経済の活性化に貢献することが期待されており、復興道路等の新たなネットワークや岩手ならではの地域資源を活用した高品質な旅行商品の開発や売込みを促進していきます。

(2) 農林水産業の振興

ア 農業

過疎地域の特徴ある農業資源を活用し、地域毎に個性ある農業を確立するため、実需者と結びついた特色ある米づくり、雑穀やいわて短角和牛等の地域資源を生かしたオンリーワン産地づくりなどを推進します。

また、地域農業の担い手として、経営発展に果敢に挑戦する意欲と能力を持った経営体や、小規模・兼業農家も参加した集落営農組織の育成をはじめ、新規就農者や農外企業など多様な担い手の参入を促進します。

さらに、地域の多彩な農林水産物を活用した6次産業化を推進するとともに、品質やおいしさ等にこだわった県産農林水産物を積極的にPRし、ブランド化と国内外への販路拡大を図ります。

(ア) 県央広域振興圏（八幡平市、岩手町、葛巻町）は、実需者と結びついた特色ある米づくりを進めるとともに、夏期冷涼な気象条件や広大な農地を生かした野菜・花きの生産拡大と高品質安定生産によるブランド力の強化を推進します。

また、畜産農家の規模拡大や省力化を図るため、畜舎や草地など生産基盤を整備するとともに、コントラクター²⁵などの外部支援組織の育成・強化を推進します。

また、りんどうなどの農畜産物の輸出や、首都圏の加工・業務需要に対応した契約栽培の推進など、多様な販売チャネルの開拓を促進します。

さらに、乳製品やワイン、そば等の地域特産物の加工販売や6次産業化などによる高付加価値化、豊富な地域資源を活用したグリーン・ツーリズムなどを促進します。

(イ) 県南広域振興圏（花巻市（うち旧大迫町、旧東和町）、遠野市、一関市、奥州市（うち旧江刺市、旧衣川村）、西和賀町）は、仕向け先や用途別のニーズに対応した良食味米の安定生産や、水田のフル活用による麦、大豆、飼料用米、雑穀の生産拡大を図るとともに、野菜、果樹、花きなどの園芸作物の生産拡大や、高付加価値化、契約取引の促進等による需要に応じたマーケットイン²⁶産地の育成、地域特性を生かした複合経営など、園芸産地力の強化に取り組みます。

²⁵ 労力や飼料生産機械に余裕のある飼料生産機械利用組合等が中心となり、近隣の畜産農家等の飼料生産を請け負う組織。

²⁶ 消費者、ユーザーの視点でマーケティング戦略を立て、消費者のニーズや動向に応える商品開発・販売をしようとする経営姿勢、または、それを実践すること。

また、畜産農家の規模拡大を図るため、キャトルセンター²⁷や公共牧場等の外部支援組織の強化を推進するとともに、生産性の向上を図るため、情報通信技術（以下「ICT」という。）の導入定着や飼養管理方式の改善を推進します。

さらに、地域資源（雑穀、山菜、桑、もち文化など）を活用した新産業の創出や、グリーン・ツーリズム等の都市農村交流を通じた活力ある農村の形成を促進します。

- (ウ) 沿岸広域振興圏（宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村）は、夏期冷涼冬春温暖な気候を生かした品目の組合せによる野菜（きゅうり、ピーマン、トマト、いちご等）・花き（りんどう）の生産を拡大し、収益性の高い園芸産地の形成を推進するとともに、わさび、しそ等地域特産作物の契約取引の拡大や、産直施設での直接販売、さらに、学校給食、観光施設など、多様な販売先に対応した生産体制づくりを推進します。

また、畜産農家の規模拡大や生産性向上を図るため、牛舎などの施設整備や飼養管理技術の改善指導に取り組むとともに、粗飼料の安定確保や省力化に向け、公共牧場の効率的利用やコントラクターの機能強化を推進します。

- (エ) 県北広域振興圏（久慈市（うち旧山形村）、二戸市、軽米町、洋野町、一戸町、普代村、野田村、九戸村）は、夏期冷涼な気候や高標高地などの地域特性を生かし、ほうれんそうや菌床しいたけなどの施設型園芸作物や、レタス等の土地利用型野菜の生産拡大を推進します。

また、畜産農家の省力化を図るため、TMRセンター²⁸などの外部支援組織の体制強化を推進するとともに、生産性向上を図るため、発情発見装置等のICTの導入を推進します。

また、雑穀、ホップ、葉たばこ、ヤマブドウ等の地域特産作物等については、需要に対応した高品質生産、加工による高付加価値化を推進します。

イ 林業

過疎地域における豊かな森林資源を基盤に、生産体制、加工・流通体制の整備を行うとともに、担い手対策推進のため、森林組合等林業事業体の育成強化と林業従事者の確保育成を図ります。

また、将来にわたり森林資源が持続的に循環利用され、森林の持つ経済的機能と公益的機能が高度に発揮されるよう、地域が一体となって計画的な森林の整備・保全を図るほか、放射性物質の影響が続く原木しいたけ産地の再生を進めるとともに、特用林産物²⁹の主産地化、保健休養場の提供、木質バイオマスエネルギーの活用など、森林資源の総合的な利用を促進します。

- (ア) 県央広域振興圏（八幡平市、岩手町、葛巻町）では、健全な森林の整備・保全のため、低コスト林業の促進や意欲と能力のある林業経営体の活動支援を行うほか、森林資源の循環利用の促進に向け、森林整備やカラマツ等の地域材の利用拡大、木材流通体制の整備や木質バイオマスの利用を促進するとともに、原木しいたけ産地の再生に向け、原木の安定確保、担い手の育成や販路の拡大を促進します。

²⁷ 子牛（哺育・育成）や繁殖雌牛（分娩等）を集中管理するための共同利用施設。農家は、牛を一定期間まとめて施設に預けることで肉用牛生産に係る労力を軽減するとともに、飼養頭数の増頭を図ることができるもの。

²⁸ 粗飼料と濃厚飼料等を適切な割合で混合し、乳牛の養分要求量に合うように調製した飼料（TMR：Total Mixed Rations）を地域の酪農家に供給する組織。

²⁹ きこの類、山菜類、木炭等、森林原野において生産される産物で、木材を除くものの総称。

(イ) 県南広域振興圏（花巻市（うち旧大迫町、旧東和町）、遠野市、一関市、奥州市（うち旧江刺市、旧衣川村）、西和賀町）では、持続可能な林業を推進するため、森林経営の担い手となる意欲と能力のある林業経営体の経営力・技術力の向上を支援するとともに、森林施業の集約化³⁰や低コスト作業路網の整備、高性能林業機械の導入など、低コストな利用間伐を促進します。さらに、地域材利用拡大のための生産、流通、販売が一体となった木材供給体制の整備を促進するとともに、木質バイオマスの利用を促進するほか、森林経営の複合部門として、原木しいたけ産地の再生に向け、特用林産物の生産拡大を促進します。

(ウ) 沿岸広域振興圏（宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村）では、意欲と能力のある林業経営体等を中心とした高性能林業機械の導入等による低コスト素材生産の促進や、木材製品の安定的な供給体制の構築に向けた地域の林業関連産業の事業間連携強化を支援するとともに、林地残材等の未利用木質資源の有効活用を図ります。

また、原木しいたけなどの特用林産物について、産地の再生を進めるとともに、品質向上及び効率的な生産に向けた取組を支援します。

(エ) 県北広域振興圏（久慈市（うち旧山形村）、二戸市、軽米町、洋野町、一戸町、普代村、野田村、九戸村）では、意欲と能力のある林業経営体の組織強化や、地域材を安定的に供給する体制づくりを進めるほか、アカマツ³¹、しいたけ、木炭、漆といった国内有数の産地を誇る林産物の販路拡大と生産技術の向上を図るとともに、安定生産・安定供給に向けた取組を支援します。

ウ 水産業

過疎地域における漁業の生産基盤整備を推進するとともに、生産性や付加価値の向上等により、生産量の維持・増大と所得の安定・向上を図るほか、消費者に安全・安心な水産物を提供していくための取組を推進します。

また、「いわて水産アカデミー³²」における人材育成や漁業者の経営力の向上等により、次代を担う新規漁業就業者の確保と地域漁業を牽引する生産性・収益性の高い漁業経営体の育成を図ります。

(ア) 沿岸漁業

「いわて水産アカデミー」における知識や技術の習得支援により新規漁業就業者の確保・育成を進めるとともに、作業の省力化・効率化など漁業者の経営力の向上等により、地域漁業を牽引する生産性・収益性の高い漁業経営体の育成を図ります。

また、漁村地域の活性化に向けて漁家女性等の活動を促進します。

³⁰ 森林を育成するために行う造林、下刈り、間伐などの作業や森林作業路の開設を効率的に行うため、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめること。

³¹ マツ科マツ属の常緑針葉樹。岩手県は日本一のアカマツ産地。県内ではナンブアカマツと呼ばれ「岩手県の木」とされている。

³² 漁業の基礎知識や高度な経営手法の習得を通じ、将来の岩手県の漁業の中核を担う人材を養成する岩手県による研修制度。

漁業生産量の回復と水産資源の持続的利用を図るため、ヒラメ、アワビ、ウニ、ナマコ等の種苗放流や漁場整備を行い、つくり育てる漁業を推進するとともに、地先資源の調査及び解析の充実など資源管理型漁業を推進します。

秋サケの回帰率の向上を図るため、海洋環境の変化に適応した稚魚の生産技術の開発を進めるとともに、健康な稚魚の生産や適期・適サイズ放流の促進、ふ化場技術者の育成を推進します。

養殖業の生産増大と経営の安定化を図るため、経営規模の拡大や養殖作業の省力化・協業化など新たな生産体制の構築を進めるとともに、新規養殖種目の普及や養殖種苗の安定供給等を推進します。

漁港・漁場については、老朽化が進む漁港の機能保全を図りながら、漁船の安全係留や効率的な水産物流通・生産体制の構築に資するための防波堤、岸壁等の整備を計画的に実施するとともに、水産資源の増大と収益性の向上を図るため、ウニ、アワビ等の増殖場などの整備を効果的・効率的に推進します。

安全・安心な産地づくりに向け、漁獲から流通・加工までの一貫した衛生品質管理体制の構築や貝毒対策等を推進します。

水産物の付加価値向上と販路拡大に向け、水産加工品コンクールの開催等を通じて県産水産物やその加工品の魅力、産地の復興状況などの情報を発信します。

活力ある漁村を形成するため、漁業集落排水施設などの生活環境基盤施設の整備を促進するとともに、都市との交流の場としての漁港漁村の総合的な環境施設の整備等に努めます。

(イ) 内水面漁業

地域資源として河川・湖沼を有効に活用し、遊漁者の誘客を図るため、漁業権対象魚種の種苗放流と親魚の保護等による自然再生産を組み合わせた効率的な資源造成を促進するとともに、外来魚や鳥類等の食害生物対策を実施し、内水面漁業資源の保護・育成等を推進します。

(3) 地場産業の振興

国内外の地域間競争が一層厳しさを増し、様々な地場産業において担い手の減少や高齢化が顕在化していく中であって、豊富な一次産品や固有の技術等を地域の資源として最大限活用しつつ、異業種連携や農商工連携など新たな視点による新商品開発や取引拡大を促進し、付加価値の高い地場産業の育成・創造・集積を図っていきます。

ア 地域資源を生かした産業育成や地域自らが提案する先進性・独創性のある経済振興策の実施等、特色ある地域づくりを推進し、地場企業の事業機会の増大を図ります。

イ 多様化する市場ニーズや経済環境の変化に的確に対応した企業経営を促進するため、企画開発力の強化や資金調達の円滑化、経営人材の育成等を推進するとともに、工程改善等を推進し産業競争力を強化します。

ウ ライフスタイルの変化や多様な消費者ニーズに対応したデザイン開発や新商品開発等、新規需要開拓に向けた取組を促進するとともに、6次産業化や農商工連携の取組など、収益力強化とビジネスの拡大をめざす体制づくりを推進します。

エ 暮らしを彩る県産品や、その魅力を生かした新たなライフスタイルについて、物産展等を通じて情報発信を行い、新たな購買層の開拓に取り組むとともに、県産品の付加価値向上を促進します。

(4) 企業の誘致

過疎地域において、多様な雇用機会を創出するとともに、地域産業の活性化を図るため、経済波及効果が高く、地域と調和的に発展しようとする優良企業の誘致を促進します。

ア 豊富な農林水産資源を活用した高付加価値な食品等を開発製造する企業の誘致を推進するとともに、立地企業の研究シーズの活用等による産学官連携を推進し、研究開発型企業の誘致を推進します。

イ 情報通信基盤の整備、物流の効率化に向けた交通アクセス等の機能強化など、企業誘導に向けた立地環境の整備を促進します。

ウ インターネット等の活用により企業誘致に関する情報の受発信機能を強化するとともに、企業誘致に携わる人材の資質向上に努める等、企業誘致活動の強化を図ります。

エ 企業の誘致に当たっては、地域未来投資促進法、地域再生法、特定区域における産業の活性化に関する条例、岩手県企業立地促進奨励事業費補助金等の各種優遇制度を活用するとともに、自然環境や地域住民の生活環境に十分配慮します。

(5) 起業の促進

若者の起業マインドの醸成を図るための取組を大学や商工指導団体と連携して行うとともに、産業競争力強化法に基づく市町村の取組や、産業支援機関で組織する「いわて起業家サポーティングネットワーク会議³³」の活動等を通じて、若者をはじめとする起業家などの新たな経営人材を育成していきます。

ア 市町村における創業支援等事業計画の策定や、創業支援事業者等が行う支援策との連携を支援します。

イ 起業支援拠点「岩手イノベーションベース」を核として、起業・起業家支援体制の強化を図ります。

ウ 起業を志向する学生・若者に対し、ビジネスプランの作成、先輩起業家との交流機会の創出などの起業家教育プログラムを実施します。

エ 起業を意識する機会を創出するため、若者・女性向けの相談会や起業セミナーを開催します。

オ 地域の課題解決に取り組む社会的事業の起業を支援します。

(6) 商業の振興

商圈人口の減少や、個店の魅力の低下といった商店街の課題を解決し、地域住民の生活の利便性を高めていくため、商業・サービス業者の生産性の向上などの取組、まちなぎわい創出の取組を

³³ 県内の起業を目指す者に対し、総合的かつ効率的な起業支援を行うことを目的として、創業支援を行っている産業支援機関等相互の情報共有を図るとともに、支援事業の連携を図るため、県が平成17年度（2005年度）から開催している連絡会議。

促進するとともに、東日本大震災津波で大きな被害を受けた沿岸地域の新たなまちづくりと連動し商店街を核としたにぎわいの創出を図ります。

ア 地域に密着した商業・サービス業者等の持続的発展を図るため、市町村や商工指導団体と連携して、付加価値の高い商品やサービスの創出、生産性の向上の取組を促進します。

イ 社会経済環境の変化に的確に対応し、新分野への進出や新商品の開発など新たな事業活動に取り組む事業者に対し、「経営革新計画」の策定段階から、事業実施、目標達成までを一貫して支援します。

ウ 消費者ニーズの多様化へ対応するため、キャッシュレス化やシェアリング・エコノミー³⁴などの仕組みの利活用を促進します。

エ 地域や業界が抱える課題の解決を図るため、中小企業者が相互の連携により共同して行う事業活動を促進します。

オ 市町村、商工指導団体、商店街組織等と連携して、被災沿岸地域に新たに整備された大型商業施設等を拠点としたにぎわい創出や魅力創造に取り組みます。

(7) 情報通信産業の振興

I T産業は、多様な雇用の受け皿であるとともに、あらゆる産業や生活分野の高度化・高付加価値化に寄与する側面を持ち、本県の発展に向けて、成長が期待される産業であることから、「いわてI T産業成長戦略」に基づき、I T産業の振興を図ります。

ア 産学行政の連携強化による取引拡大・新製品開発の推進に向けて、県内I T企業の取引拡大や新製品・サービス開発、地域課題解決に向けたプロジェクトや実証実験等の創出に取り組むとともに、I T産業と他産業の連携を促進し、県内産業の高度化・高付加価値化を推進します。

イ 多様なI T企業の集積を促進するため、県内産業の高度化や県内就業の促進など地域に波及効果をもたらすI T企業の戦略的誘致に取り組むとともに、観光や移住施策等との連動したテレワークやワーケーション等の多様な誘致の検討やI T分野の起業・創業の促進に取り組みます。

ウ 高度I T人材の育成・確保・定着に向けて、各ステージに応じたI T産業・企業への理解醸成・興味喚起の促進、I T人材の県内定着及びU・Iターンの促進、高度I T人材の育成に取り組めます。

(8) 観光産業の振興

みちのく岩手観光立県基本条例に基づき、観光を核として、あらゆる分野の産業が相互に結びつき、地域の魅力を総合的に発揮していくことにより、新たな需要を生み出し、雇用の創出や地域経済の活性化を図ります。

ア 豊かな自然や優れた文化資源等の魅力を享受しながら、ジオパークなど知的関心や興味を充足させる志向の高まりをとらえた観光や、震災学習など地域固有の題材に着目した新しい観光の創造と演出を促進します。

イ 農林水産業、伝統工芸産業等の産業活動や地域の生活文化等を広く観光資源としてとらえ、その生産活動の体験や魅力の演出により、新たな観光産業の創造を推進します。地域に開かれた観

³⁴ モノ・サービス・場所などを、多くの人と共有・交換して利用する社会的な仕組み。

光の振興を図るため、地域産業との連携を深めながら、観光産業、住民及び行政が「オール岩手」となって多彩な魅力を発揮していくような、地域の主体性ある観光地づくりと「おもてなし向上」を一層推進します。

ウ 地域の特性を生かした観光関連施設、宿泊や体験交流機能を持つグリーン・ツーリズムの受入拠点施設等の整備を促進するとともに、宿泊・観光施設等の受入環境の整備を促進し、多様な旅行者ニーズが満たされる観光拠点づくりを進めます。

また、高齢者や障がい者、外国人等を含めた全ての観光客が、安心して旅行を楽しむことができる環境の充実に努めます。

エ 売れる観光地をつくるための観光産業を担う人材育成や観光地域づくり法人などの観光地づくりを推進する組織の整備と活動を促進します。

オ 一定の広さの観光エリア内に立地する各観光資源相互の有機的連携を強化し、滞在型・交流型観光の促進を図るとともに、地域における観光情報発信ツールの充実や住民との交流機会の増大等、受入態勢の整備を促進します。

また、子どもや高齢者、障がい者など、幅広い層の方々に参加できるよう、特色ある体験型観光の開発を支援します。

カ 観光客の幅広いニーズに対応し、きめ細やかな観光情報をタイムリーに提供できるよう、情報発信機能の強化を図ります。

3 地域における情報化

(1) 地域における情報化の方針

広い県土を有する本県では、条件不利地域において、採算面から通信事業者による携帯電話に代表される移動通信システムや光ファイバーをはじめとする超高速ブロードバンド³⁵の整備が遅れていることから、引き続き情報通信インフラの整備を促進する必要があります。

特に、インターネットの利用がパソコンからスマートフォン等のモバイル端末に移行していることから、通信事業者、市町村等と連携し、条件不利地域における携帯電話のサービスエリアの拡大を推進します。

また、通信事業者への働きかけや国の支援制度の活用等により、超高速ブロードバンド基盤の整備や地上デジタル放送の難視聴地域の解消等に向けた市町村の取組を支援します。

本県では、人口減少や少子高齢化により、労働力不足など様々な課題が深刻化することが懸念されており、これらの課題を解決するため、ICTを活用した取組を更に推進する必要があります。

このため、学識経験者やサービス提供事業者の知見を活用し、ICTを利活用した地域課題の解決に向けた取組を推進します。

³⁵ ブロードバンドとは、広い周波数帯域を利用した、より高速・大容量な通信回線や通信方式のこと。超高速ブロードバンドは伝送速度が上りと下りの両方ともに「30Mビット/秒級以上の回線」。

また、ICTの専門家を派遣することや、人工知能（AI）、ロボティクス³⁶、RPA³⁷を活用した生産性向上や業務改善などの先進的なICT利活用事例を普及、導入促進することにより、市町村や企業等のICTを利活用した取組を支援します。

さらに、最新のICTの利活用事例を紹介するフェアの開催等による県民や企業等への普及啓発を行うとともに、大学等と連携した産業人材育成に向けたセミナー、研修会等の開催によりICT人材を育成する取組を推進します。

こうした取組を通じて、本県におけるDX³⁸の推進を図っていきます。

(2) 情報通信基盤の整備

過疎地域や中山間地域などの条件不利地域において、採算面から通信事業者による携帯電話に代表される移動通信システムや超高速ブロードバンドなどの情報通信基盤の整備が遅れていることから、引き続き市町村等と連携し、県民の生活や産業経済活動に欠かせない情報通信基盤の整備を促進し地域間のデジタルデバイドの解消を図ります。

(3) 情報化の推進

ア 本県における地域の課題や特性、住民のニーズを考慮しながら、新たな技術の活用も含め、医療、介護、子育て、健康づくりなど住民に身近な分野においてICTを有効に活用したサービスを提供することにより、県民の利便性の向上を図ります。

イ IoT³⁹やAIなど最新のICT技術を効果的に活用し、地域課題の解決や利便性の向上につなげることができる人材を育成します。

ウ IoTやAIの時代においても、年齢や障がいの有無等に関わらず、県民の誰もが、身近になったインターネットを十分に活用しながら新しい技術にも対応できるよう、ICTに関する知識や経験を共有できる場づくりなど、ICTリテラシーの向上に向けて取り組みます。

エ 積極的なICT利活用による行政事務の効率化や住民サービスの向上など、行政のデジタル化に向けた取組を推進します。

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針

交通施設の整備や交通手段の確保は、県民生活や産業経済活動、地域間の交流・連携等を支えるものであり、特に、高速交通網等を媒介とした全国各地との人・モノ・情報の交流の促進や、県内各広域振興圏あるいは広域振興圏内中心都市との一層の結びつきの強化や日常生活の利便性の向上を図るうえでも欠かせないことから、交通施設の整備や交通手段の確保は重要な地域振興施策です。

³⁶ 工学の一分野。制御工学を中心に、センサー技術・機械機構学などを総合して、ロボットの設計・製作及び運転に関する研究を行う。

³⁷ Robotic Process Automation の略。ホワイトカラーの単純な間接業務を自動化するテクノロジー。

³⁸ Digital Transformation の略。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

³⁹ Internet of Things（モノのインターネット）の略。様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

このため、県は、東北横断自動車道釜石秋田線や三陸縦貫自動車道をはじめとする高規格道路⁴⁰等へのアクセス道路の整備や国道、県道などから形成される幹線道路網の一翼を担う重要な市町村道を県代行制度等の活用を図り整備を進めます。

また、地域の産業振興や安全で安心な暮らしを支える道路の整備を進めるとともに、日常生活や経済活動を支える市町村道の整備を進めます。加えて、農業、林業及び水産業の振興上重要な農道、林道及び漁港関連道の整備を図るとともに、積雪寒冷地における道路除雪に必要な堆雪幅を確保した道路整備や防雪施設の整備、適切な除排雪に努め、冬期道路交通の安全確保を図ります。

地方バス路線や三陸鉄道、IGRいわて銀河鉄道といった地域交通を支える公共交通機関の維持・確保を図り、いわゆる交通弱者をはじめとする利用者の利便性を確保するよう取り組みます。

(2) 国道、県道及び市町村道の整備

ア 県は、過疎地域における国道（指定区間外）及び県道の整備推進を図り、特に、県北・沿岸地域と内陸地域との交流を促進する観点から、高速交通ネットワークの整備促進、冬季における安全で安心な道路環境の確保など、広域交流を支え、地域の活性化に資する国・県道の重点的な整備を進めます。

イ 県は、主要集落相互間や、主要集落と主要公益的施設又は主要な生産施設を連絡する等の基幹的市町村道のうち、事業の緊急性や必要性、事業規模等を勘案して、国土交通大臣が指定するものについて、市町村に代わってその整備を行います。

また、上記以外の市町村道について、市町村が国及び県と連携を図りながらその整備を行います。

(3) 農道、林道及び漁港関連道の整備

ア 県は、農業振興上重要な農道の整備に努めるほか、特に基幹的な農道として農林水産大臣が指定するものについてその整備を行います。

市町村は、上記以外の農道について、過疎地域において優遇措置を活用して農道整備に努めます。

イ 県は、林業振興上重要な林道の整備に努めるほか、特に基幹的な林道として農林水産大臣が指定するものについてその整備を行います。

市町村は、上記以外の林道について、過疎地域において優遇措置を活用して林道整備に努めます。

ウ 県は、水産振興上重要な漁港関連道の整備に努めるほか、特に基幹的な漁港関連道として農林水産大臣が指定するものについてその整備を行います。

市町村は、上記以外の漁港関連道について、過疎地域において優遇措置を活用して整備に努めます。

⁴⁰ 「高速自動車国道」及び「一般国道の自動車専用道路」のことを指し、全国で約14,000kmの自動車交通網を形成する自動車専用道路を含め、中枢中核都市や定住自立圏等ブロック都市間を連絡する道路や、求められるサービス速度が概ね60km/h以上の道路。

(4) 交通確保対策

日常生活に必要な、使いやすく安定した公共交通が維持・確保されるよう、県は市町村と協力しながら広域的なバス路線や三陸鉄道、I G Rいわて銀河鉄道のサービス向上や、経営改善等の取組の支援や、公共交通の利用促進に努めるとともに、市町村におけるコミュニティバス⁴¹等の地域の実情に応じた効率的な公共交通体系構築の支援に努めます。

市町村は、地域の実情に応じた交通体系構築の取組を図ります。

5 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

近年、本格的な少子高齢化の深刻化、ライフスタイルの多様化、安全・安心な暮らしへの意識の高まり等を背景に、暮らしを取り巻く環境が大きく変化しており、過疎地域において人口の定住や都市住民等との交流の促進を図っていくためには、多様な暮らしのニーズに応える快適な生活環境の整備を図ることが重要となってきています。

このため、県は、既存施設の配置状況や広域振興圏内における施設の設置に留意しながら、水道施設、下水道等の生活排水処理施設及び廃棄物処理施設など、生活環境向上に資する施設の総合的な整備を図り、過疎地域以外の地域との整備水準の格差是正に努めます。また、特に広域的な見地から設置される公共下水道については、県代行制度によりその整備を行います。

(2) 生活環境の向上に資する施設の整備

ア 水道施設の整備

県は、「新しいわて水道ビジョン」（令和元年10月策定）の基本理念「生活を支え続ける、災害に強く、安全・安心な『いわての水道』」の実現に向け、市町村の適切な資産管理や施設耐震化を支援します。併せて、水道事業の広域連携の推進等により、水道事業の経営基盤の強化を図ります。

市町村は、地域の実情に合わせて課題の解決に向けた積極的な取組を推進し、水道の持続・安全・強靱の確保を図ります。

イ 生活排水処理施設の整備

県は、市町村が管理する公共下水道の規模等を勘案し、市町村の申請に基づいて国土交通大臣が指定する幹線管渠、終末処理場及びポンプ施設の整備を行うほか、市町村の生活排水対策を支援します。

市町村は、全県域に効率的かつ適正な整備を進めるため県が策定した構想を基に、地域の実情に応じて、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の整備等に努めるほか、浄化槽の整備等を推進します。

⁴¹ 地方自治体や地域の住民団体などが主体となり、交通空白地域の解消、高齢者の外出促進、公共施設や市街地の活性化を図ることなどを目的として運行される乗合バス。

また、公共下水道等の終末処理施設等の維持管理について、広域的な共同管理等、効率的な管理体制、施設の整備に努めます。

ウ 廃棄物処理施設

「ごみ処理広域化計画」に基づき、廃棄物の減量化、資源化や再生利用を促進し、施設の長寿命化・延命化を図るとともに、周辺の環境保全対策や地球温暖化防止に配慮しながら、広域的視点に立って、安全かつ適正な一般廃棄物処理施設の整備・確保を図ります。

(3) 消防・救急体制の整備

地球温暖化などによる自然環境の変化や地域生活環境の変化等による災害の多様化・複雑化や、救急業務の高度化への対応など、消防・救急を取り巻く環境は大きく変化してきているため、広域的な救急体制の確立や消防の対応力の充実・強化を図っていく必要があります。

このため、各市町村及び消防本部においては、消防職員の資質向上、消防団員の充足率向上及び自主防災組織の育成強化を推進するとともに、消防ポンプ自動車や消防水利施設の整備など基礎的消防力の更なる強化に努めます。

また、消防本部における高規格救急自動車の整備や救急救命士の養成・教育を計画的に進めるなど救急体制の強化を促進します。

(4) 住宅の整備

公営住宅にあっては、「岩手県住宅マスタープラン」及び「岩手県公営住宅等長寿命化計画」の改訂を踏まえ、省エネや入居者の高齢化に配慮した既設住宅の改修に加え、長寿命化を目的とした改修や耐用年数を超過した住宅の建替えを計画的に進めます。

また、地域資源となる既存ストック住宅や空き家を活用した、地域活性化等を推進します。

(5) 防災施設の整備等

地震や津波、洪水、土砂災害などから、県民の生命・財産を守り、安全で安心な暮らしを確保するため、津波防災施設や治水施設、治山施設、砂防施設等の防災施設の整備を推進します。

また、洪水浸水想定区域⁴²や土砂災害警戒区域⁴³等の指定を推進し、警戒避難体制の強化及び防災意識の向上を図るとともに、県民が不測の事態に対応して自ら適切な判断や行動が行えるよう、県民に分かりやすい雨量、水位情報等の周知体制の充実に向けたソフト対策を推進します。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進の方針

過疎地域においても、子育て中の親やこれから親になる若者が安心して家庭を持ち、子どもを生き育てていくことができるよう子育て環境の確保を目指します。

⁴² 想定しうる最大規模の降雨により河川の氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域として国土交通大臣または都道府県知事が指定した区域。

⁴³ 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民の生命、身体に危険が生じるおそれがあると認められる地域。

また、身近な地域で、年齢や性別、心身の障がいの有無に関わらず、お互いの個性や尊厳を認め合い、必要な福祉サービス等を利用しながら住民相互の支え合いなどにより、安心して生活できる福祉コミュニティの確立を目指します。

その実現を図るために、家庭や子育て対策として、安全・安心な出産環境の充実、保育サービス等の充実や子育て支援などの取組のほか、地域の高齢者や障がい者など一人ひとりのニーズに応じた医療・介護・福祉サービス提供の仕組みづくりや、住まいや就労の場の確保、多様な福祉活動の担い手となる福祉を支える人づくりなどを、市町村、地域住民、団体等と連携して進めます。

(2) 子育て環境の確保

ア 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりの推進

結婚したいと願う県民の希望をかなえるため、県、市町村、民間団体等が連携して“いきいき岩手”結婚サポートセンター⁴⁴を設置・運営し、会員登録によるマッチング支援や結婚情報の提供などを促進するほか、男性の家事や育児に関わる意識の醸成を図り、男女が共に家事や育児に取り組む環境づくりを促進します。

イ 安全・安心な出産環境の整備

安全・安心な出産環境の確保を図るため、周産期医療⁴⁵体制の整備を進めるとともに、インターネットを活用し、医療機関と市町村が妊産婦の健診情報・診療情報を共有することにより、母体搬送への活用や妊産婦の保健指導の充実を図ります。

ウ 子育て家庭への支援

市町村と連携し、保育所等の利用定員の拡大や、放課後児童クラブ⁴⁶をはじめとする地域子ども・子育て支援事業の実施を支援するほか、保育士や放課後児童支援員等の人材確保に努めるなど、子ども・子育て支援の充実を図ります。

(3) 高齢者等の保健、福祉の向上及び増進を図るための対策

ア 互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進

市町村、社会福祉協議会等の関係団体と連携し、地域の多様な福祉ニーズに対応する地域福祉活動コーディネーター⁴⁷や、地域福祉活動の担い手となる福祉ボランティアを育成するほか、福祉学習など地域を支える人づくりを進め、住民同士の見守りやボランティア活動など、住民相互に生活を支え合う仕組みづくりを促進します。

⁴⁴ 結婚を希望する県民を支援するため、公益財団法人いきいき岩手支援財団が、県・市町村・民間団体等の連携により、県内3カ所（盛岡市、奥州市、宮古市）に設置した施設。i-サポ。

⁴⁵ 周産期（妊娠満22週から出生後満7日未満の期間をいう）前後における医療。母体や胎児、新生児の生命に関わる様々なトラブルへの可能性に対応した産科、小児科の協力による総合的な医療体制が求められる。

⁴⁶ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、児童館等を利用して遊びや生活の場を提供するもので、仕事と家庭の両立や児童の健全育成を図るための施設。

⁴⁷ 地域の生活・福祉課題や支援が必要な人のニーズなどに対応して、地域の社会資源を活用・調整・開発し、必要な支援を構築する活動を行う者。

イ みんなが安心して暮らせるセーフティネットの整備

生活困窮者自立相談支援機関⁴⁸を中核とした地域における関係機関等の連携体制を強化し、相談支援や就労支援など生活困窮者に対する包括的支援の充実を図るほか、高齢者や障がい者等の判断能力や生活状況を踏まえた権利擁護⁴⁹を行うため、市町村や社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度⁵⁰や日常生活自立支援事業⁵¹など各地域における支援の枠組みを総合的に整備します。

また、高齢者や障がい者などの災害発生時の避難支援などが迅速かつ的確に行われるよう、市町村における避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の策定や福祉避難所の運営体制の充実などの取組を支援するほか、災害時に備え、災害派遣福祉チームの派遣体制の強化や防災ボランティアの受入体制の構築などを進めます。

ウ 地域包括ケアのまちづくり

高齢者のボランティア活動や地域活動等の社会貢献活動への参加を促進するほか、高齢者の自発的な参加意欲に基づく、継続性のある、効果的な介護予防の取組を促進します。

また、介護や生活支援等が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療、介護、予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を支援します。

エ 介護を要する高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる環境の整備

居宅サービスや地域密着型サービス⁵²の提供体制の充実を支援するとともに、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の計画的な整備を促進します。

また、高齢者の住まいの安心を確保するため、高齢者の多様なニーズに応えることのできる住まいの拡充や、住宅のバリアフリー⁵³化を促進します。

オ 障がい者が安心して生活できる環境の整備

グループホーム⁵⁴等の住まいの場を確保するとともに、訪問系サービスや日中活動系サービス等の基盤整備を、市町村や事業所と連携しながら進めるほか、障がい者のニーズに応じた適切なサービスを提供できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

⁴⁸ 生活保護に至る前の段階の生活困窮者からの相談を受け、自立に向けた支援を行う機関。

⁴⁹ 自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な認知症高齢者や障がい者等に対して、成年後見制度、虐待防止や苦情解決の取組などを通して、その権利の擁護やニーズの充足を援助し、できる限り地域で自立した生活を送ることができるようにすること。

⁵⁰ 判断能力が不十分なために、財産管理や契約などの手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理又は行為を補助する者を選任する制度。

⁵¹ 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

⁵² 高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域（自宅）で暮らし続けることを目的として、身近な市町村で提供されることが適当なサービス。

⁵³ 障がい者や高齢者が生活していく際の障害を取り除き、誰もが暮らしやすい社会環境を整備するという考え方。

⁵⁴ 生活に困難を抱えた障がい者や認知症高齢者が、専門スタッフによる家事などの日常生活援助を受けながら、少人数で共同生活を送ることのできる住居。

カ 障がい者の社会参加の促進

障がい者の充実した余暇活動や社会参加を支援するほか、福祉的就労の場の拡充を図ります。

7 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

過疎地域における医療の確保を図るためには、医療の基本である医師をはじめとした医療従事者の養成・確保に努めるとともに、限られた医療資源の有効活用に努める必要があります。

このため、医療従事者の養成・確保においては、修学資金貸付事業による医師養成や即戦力となる医師の招聘、地域病院等への医師の計画的な配置調整を進めるとともに、看護職員新卒者の県内就業率の向上や離職防止などの取組を進めます。

また、医療資源の有効活用においては、医療機関の機能分担と連携を促進するため、地域連携クリティカルパスの運用、ICTを活用した医療連携システムの構築、救命救急医療の向上に資するドクターヘリの円滑な運航などを進めます。

(2) 無医地区対策

へき地医療拠点病院及びへき地診療所の整備充実に努め、市町村における患者輸送車の運行やへき地医療拠点病院が行うへき地診療所への医師派遣等の医療活動等を支援します。

また、県と市町村とが共同で負担する奨学生制度及び県が実施する医師養成事業により養成した医師等の計画的な配置調整を行うとともに、派遣医師の研修機会の確保、代診医師の確保等、勤務環境の向上に努めます。

(3) 医療体制の整備

地域の中核病院及び既存の医療施設・設備の整備充実に努め、養成医師の計画的な配置調整を行うとともに、救急患者の救命率の向上や、広域搬送体制の向上を目的としたドクターヘリの円滑な運航、特定診療科の医師の養成・確保に努めるほか、初期医療の段階で総合的な診察を行う医師を育成します。

8 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

過疎地域の学校がもつ「小規模校が多いこと」「豊かな自然環境に恵まれていること」「学校と地域の人々のつながりが深いこと」などの特性を生かし、子どもたちが、地域とともにある学校において自ら生き生きと学び、夢を持ち、それぞれの人間形成と自己実現に向けて知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身につける学びを実践します。

さらに、県民が、主体的・相互的に連携し、助け合うことにより、家庭の教育力の向上に努めるとともに、地域課題の解決に向けた取組や、文化芸術・スポーツ活動などへの参加により、生涯にわたって、生き生きと自ら学び続けられる環境づくりを行います。

学校、家庭、地域が協働して子どもたちの心のサポートを行うとともに、東日本大震災津波の体験を踏まえた防災教育や復興に対する自己のあり方などを総合的に学ぶ「いわての復興教育⁵⁵」を推進することにより、子どもたち一人ひとりの学びの場の充実を図ります。

過疎地域における実情に応じて、教職員を適切に配置します。

(2) 施設の整備・活用

ア 公立学校

安全・安心な教育環境を整備するため、計画的な学校施設等の長寿命化等を推進します。

イ 社会教育施設

県民一人ひとりが生涯学習で学んだ成果を地域課題の解決等に役立てるなど、学びと活動の循環を促すため、「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を推進するフォーラムの開催など、学校運営協議会制度を導入したコミュニティ・スクール⁵⁶や教育振興運動⁵⁷を中核とした「地域学校協働活動⁵⁸」への参加促進に取り組みます。

県民の生涯を通じた学習活動を支援するため、公民館の社会教育指導員や地域学校協働活動推進員などの指導者研修会を開催するとともに、研修会での交流などを通じた指導者相互のネットワーク化を図り、社会教育の中核を担う人材を育成します。

市町村が設置する公民館等の学びの拠点の発展のため、ニーズに応じた事業支援や優れた活動の周知・交流を積極的に進め、社会教育施設の充実を支援します。

ウ 文化スポーツ施設

県民が心身ともに健康的に暮らせるよう、若年期から高齢期までのライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実を図ります。

県民がスポーツを楽しむ場を提供するため、県内のスポーツ施設の現状や県と市町村との役割分担、県民のニーズなどを踏まえ、県営スポーツ施設の適切な維持管理や修繕、更新等を実施します。

⁵⁵ 東日本大震災津波の体験を踏まえ、県内全ての学校がそれぞれの実情に応じて取り組むことができる教育プログラムを作成・普及することにより、子どもたち自らの未来を切り拓く力を育むとともに、県内の全ての学校が心を1つにして震災を見つめ、郷土を愛し、いわての復興・発展を担う「ひとづくり」を進めていくための教育。

⁵⁶ 学校運営協議会を設置する学校の中で、学校と保護者や地域の人々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることにより、連携・協働しながら子供たちの豊かな成長を支える仕組み。

⁵⁷ 岩手県において昭和40年（1965年）から始まり、全ての市町村に推進組織が置かれ、学校区や公民館区などの実践区において、子ども、家庭、学校、地域、行政の5者が一体となり、地域の教育課題を解決するために自主的に行われている実践活動の総称。

⁵⁸ 登下校指導、校庭整備、各教科の学習支援、地域の資源回収、地域伝統行事への参加等、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。教育振興運動の内容もこれに当たり、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、「学校を核とした地域づくり」とともに「地域とともにある学校づくり」を目指すもの。

スポーツによる交流人口の拡大を図るため、いわてスポーツコミッション⁵⁹を中心に、県内各地の特色あるスポーツ施設の情報発信や、スポーツ施設を活用したスポーツ大会・合宿等の誘致に取り組みます。

県内トップ・プロスポーツチームと県民との一体感の醸成による地域活性化を図るため、各チームと連携し、スポーツ教室やスポーツイベントの実施などに取り組みます。

(3) 教育機会の提供

ア 本県の地理的条件等を踏まえた「教育の機会の保障」と「教育の質の保証」を実現していくため、地方創生における地域の学校の役割等も重視しながら、県立高等学校における県外からの志願者受入れ（全国募集）の実施、地域と連携した教育資源（人材、歴史、環境等）の活用や地域の産業界との交流・連携などにより、魅力ある学校づくりに取り組みます。

イ 県立学校における質の高いカリキュラムの構築や、市町村・高等教育機関・産業界等との協働によるコンソーシアムの構築などにより、地域課題の解決等の探究的な学びを実施します。

ウ 東日本大震災津波の経験や教訓を学校教育に生かし、岩手の復興・発展を支える子どもたちを育成するため、内陸部と沿岸部の学校間、小・中・高・特別支援学校の異校種間の交流による被災地訪問学習や、家庭・地域・関係機関と連携した取組の充実を図ります。

エ 自他の命を守り、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を子どもたちに育むため、地域の状況に応じ、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、子どもたちの発達段階に応じた防災教育に取り組みます。

オ 郷土への誇りと愛着を醸成するため、学校と地域が連携し、岩手の歴史や偉人、豊かな自然・文化等を探究する学習や、地域活動への積極的な参加を促し、地域産業を理解する取組や地域の課題解決を図る学習、伝統文化を継承する取組などを推進します。

(4) 情報通信技術等を活用した教育及び学習の充実

ア 児童生徒に言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力など全ての学習の基盤となる資質・能力を確実に育むため、カリキュラム・マネジメント⁶⁰を推進するとともに、ICT・新聞・統計資料などを活用した学習や、教科横断等による課題発見・解決学習などに取り組みます。

イ 児童生徒の情報活用能力の育成や各教科等の学習の充実を図るため、ICT環境を整備し、教員の指導力の向上や外部人材の活用などにより、ICTを活用した効果的な授業を推進します。

⁵⁹ スポーツ資源と観光資源を生かし、スポーツ大会やスポーツ関連イベント等の誘致、スポーツツーリズムの推進等を官民の関係機関・団体が一体となって取り組み、交流人口の拡大等による地域活性化を図る組織。

⁶⁰ 学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくことであり、また、そのための条件づくり・整備を行うこと。

9 集落の整備

過疎地域の集落では「結（ゆい）」の精神に代表される、助け合いやつながりを大切にした様々なコミュニティ活動が行われてきましたが、人口減少・少子高齢化の進行により空き家や耕作放棄地が増加しているほか、地域コミュニティ機能の低下や担い手の不足など、集落維持を既存の地域社会の枠組みで行うことが困難な状況になってきています。

また、商店、金融機関、診療所等の閉鎖や統合などにより、買い物や医療などの日常の生活サービスの利用が困難になってきていることに加え、公共交通機関の縮小・撤退に伴う、高齢者などの社会的交通弱者が増加しています。

今後においては、人や地域のつながりが大切にされている岩手県の風土を土台としながら、第4次産業革命技術や遊休資産⁶¹を生かした生活サービスの提供、人材や収入の確保、都市部との交流の促進など、地域の課題解決に向けた住民主体の取組の促進を通じて、関係市町村と連携しながら将来にわたり持続可能な活力ある地域コミュニティの実現を支援します。

また、担い手対策として、市町村や地域への外部専門人材によるアドバイザー派遣や、地域おこし協力隊などの人的支援制度を活用した地域のリーダー・担い手の確保・養成に取り組みます。

10 地域文化の振興

(1) 地域文化の振興の方針

岩手の風土に培われた豊かな歴史や文化を次世代に受け継いでいくとともに、県民誰もが文化芸術に親しみ、創造できる環境づくりを進めることにより、より豊かな文化芸術へと発展させていくことを通じて、魅力あふれる岩手を実現します。

(2) 文化芸術の振興等に係る施設の整備・活用

ア 幅広い分野の文化芸術に親しむ機会の拡充に向け、年齢、性別、障がいの有無に関わらず、県民が身近な場所で手軽に文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会と環境の充実を図ります。

イ 県民の郷土愛を醸成するため、本県出身の偉人や様々な文化財などを活用し、歴史への理解促進に向けた取組を推進するとともに、本県が誇る民俗芸能について、触れる機会の創出や情報発信により、伝統文化への理解を深め、次世代へ受け継ぐ取組を推進します。

(3) 担い手の育成

ア 文化芸術を担う人材を育てるため、一流の文化芸術に触れる機会の提供や意欲的な創作活動を後押しするとともに、障がい者の文化芸術活動を推進します。

イ 幼少期から優れた文化芸術に触れる機会を提供するため、子どもたちの興味・関心の向上や文化芸術活動への参加、関係団体等と連携した県内学校等への芸術家派遣などの取組を進めます。

ウ 各地域における文化芸術活動を支援するため、文化芸術を生かした地域づくりなどに取り組む人材の育成や相互交流の促進を図ります。

⁶¹ 何らかの事情によりその使用・稼働を休止している状態の資産。

11 再生可能エネルギーの利用推進及び自然環境の保全・再生

(1) 再生可能エネルギーの利用推進及び自然環境の保全・再生の方針

全国トップクラスにある再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用し、再生可能エネルギーの導入促進を図ります。

また、地球温暖化防止に向け、県民や事業者、行政が一体となった県民運動を展開します。

さらに、温室効果ガスの排出削減対策を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入や適切な森林整備等による森林吸収源対策の促進を図ります。

(2) 自然的特性を生かしたエネルギーの利用

ア 災害にも対応できる自立・分散型エネルギー供給体制の構築に向けて、住宅や公共施設、事業所等への太陽光発電等の導入を促進するとともに、市町村等の地域のエネルギー供給体制の構築に向けた取組を支援します。

イ 岩手県風力発電導入構想に基づく市町村等との連携による事業化の支援や、地熱の理解促進に向けた取組を実施します。

ウ 海洋再生可能エネルギー実証フィールドの利活用推進や洋上風力発電の実現に向けた取組を推進します。

(3) 地域に存在する資源を活用した再生可能エネルギーの利用推進

ア 国の動向や技術開発の進展等も踏まえながら、岩手県水素利活用構想に基づき、再生可能エネルギーにより生成した水素の利活用や理解促進に取り組みます。

イ 一般家庭のみならず、公共施設や産業分野における木質バイオマスボイラー等の燃焼機器の導入を促進するとともに、木質バイオマス燃料となる地域の未利用間伐材等の安定供給体制の構築に向けた取組を促進します。

ウ 豊富な森林資源の有効利用を進め、木質バイオマスを燃料とした地域熱供給の取組を促進します。

エ 木質バイオマス発電の燃料安定供給を促進するため、発電事業者と原木供給者との原木等の需給情報を把握するとともに、林地残材等の森林資源が有効活用されるよう取り組みます。

(4) 自然環境の保全及び再生

ア 優れた環境を守り引き継ぐため、環境モニタリング⁶²による現状把握や事業場の監視・指導により、良好な大気・水環境の保全を推進します。

イ 森から川を経て海に至る健全な水循環が図られるよう、各地域での森と川と海の保全に関する活動や県民参加による森林づくりの促進などを通じ、水と緑を守る取組を進めます。

ウ 生物多様性の保全や水源の涵養といった公益的機能を持つ健全な森林が守られ、次世代に引き継がれるよう、県民の支援や参画による森林整備などの取組を進めます。

⁶² ある一定の地域を定め、その地域内の動植物の生態調査、大気、水、底質調査等に基づき、その環境の人への影響を評価すること。

資料編

資料1 人口の自然増減の推移

(単位：人、人口千人対、%)

区分	過疎地域						全県					
	出生	出生率	死亡	死亡率	自然増減数	自然増減率	出生	出生率	死亡	死亡率	自然増減数	自然増減率
平成元年	5,180	9.35	5,026	9.08	154	0.28	14,476	10.23	10,949	7.73	3,527	2.49
平成5年	4,653	8.69	4,884	9.12	△ 231	△ 0.43	13,583	9.59	11,320	8.00	2,263	1.60
平成10年	4,168	8.04	5,818	11.23	△ 1,650	△ 3.18	12,624	8.90	13,410	9.46	△ 786	△ 0.55
平成15年	3,530	7.11	5,870	11.82	△ 2,340	△ 4.71	11,215	8.00	13,607	9.71	△ 2,392	△ 1.71
平成20年	2,881	6.23	6,610	14.29	△ 3,729	△ 8.06	10,020	7.41	15,418	11.40	△ 5,398	△ 3.99
平成25年	2,428	5.72	6,574	15.48	△ 4,146	△ 9.76	8,918	6.89	16,191	12.51	△ 7,273	△ 5.62
平成26年	2,399	5.73	6,802	16.26	△ 4,403	△ 10.52	8,938	6.96	16,537	12.88	△ 7,599	△ 5.92
平成27年	2,312	5.54	6,822	16.35	△ 4,510	△ 10.81	8,502	6.64	16,700	13.05	△ 8,198	△ 6.41
平成28年	2,329	5.36	7,339	16.89	△ 5,010	△ 11.53	8,210	6.47	17,336	13.67	△ 9,126	△ 7.20
平成29年	2,203	5.16	7,331	17.18	△ 5,128	△ 12.02	7,719	6.15	17,384	13.85	△ 9,665	△ 7.70
平成30年	2,008	4.80	7,565	18.07	△ 5,557	△ 13.28	7,265	5.86	17,762	14.32	△ 10,497	△ 8.46
令和元年	1,838	4.49	7,167	17.50	△ 5,329	△ 13.01	6,764	5.52	17,239	14.06	△ 10,475	△ 8.54

参考：「人口動態調査」

資料2 人口の社会増減の推移

(単位：人、人口千人対、%)

区分	過疎地域				全県			
	転入	転出	社会増減数	社会増減率	転入	転出	社会増減数	社会増減率
平成元年	17,424	23,222	△ 5,798	△ 10.47	58,443	64,276	△ 5,833	△ 4.12
平成5年	17,089	20,228	△ 3,139	△ 5.86	57,919	59,239	△ 1,320	△ 0.93
平成10年	15,213	18,004	△ 2,791	△ 5.39	54,545	56,570	△ 2,025	△ 1.43
平成15年	13,267	16,598	△ 3,331	△ 6.71	47,768	52,562	△ 4,794	△ 3.42
平成20年	10,640	13,804	△ 3,164	△ 6.84	41,387	47,369	△ 5,982	△ 4.42
平成25年	10,228	12,435	△ 2,207	△ 5.20	38,983	41,977	△ 2,994	△ 2.31
平成26年	9,893	12,529	△ 2,636	△ 6.30	38,204	42,300	△ 4,096	△ 3.19
平成27年	9,825	11,791	△ 1,966	△ 4.71	37,722	41,371	△ 3,649	△ 2.85
平成28年	9,819	12,715	△ 2,896	△ 6.67	36,346	40,842	△ 4,496	△ 3.55
平成29年	9,502	12,736	△ 3,234	△ 7.58	35,893	41,093	△ 5,200	△ 4.14
平成30年	9,002	12,668	△ 3,666	△ 8.76	36,983	41,349	△ 4,366	△ 3.52
令和元年	8,369	11,696	△ 3,327	△ 8.12	35,262	39,073	△ 3,811	△ 3.11

参考：岩手県「人口移動報告年報」

資料3 年齢階層別人口の推移

(単位：人、%)

区分	昭和	昭和	平成	平成	平成	平成	平成	令和	増減率							
	35年	55年	7年	12年	17年	22年	27年	2年	R2/35	R2/55	R2/7	R2/12	R2/17	R2/22	R2/27	
過疎地域																
総数	832,317	689,749	617,373	596,247	566,011	526,585	486,603	441,277	▲ 46.98	▲ 36.02	▲ 28.52	▲25.99	▲ 22.04	▲ 16.20	▲ 9.31	
0～14歳 (構成比)	301,716 (36.3)	157,943 (22.9)	100,122 (16.2)	85,060 (14.3)	72,554 (12.8)	61,423 (11.7)	51,157 (10.5)	42,433 (9.6)	▲ 85.94	▲ 73.13	▲ 57.62	▲50.11	▲ 41.52	▲ 30.92	▲ 17.05	
15歳～64歳 (構成比)	484,843 (58.3)	453,519 (65.8)	385,800 (62.5)	357,685 (60.0)	325,947 (57.6)	294,360 (55.9)	262,241 (53.9)	222,789 (50.5)	▲ 54.05	▲ 50.88	▲ 42.25	▲37.71	▲ 31.65	▲ 24.31	▲ 15.04	
15歳～29歳 (構成比)	195,733 (23.5)	128,571 (18.6)	90,648 (14.7)	85,230 (14.3)	73,370 (13.0)	59,800 (11.4)	50,938 (10.5)	43,065 (9.8)	▲ 78.00	▲ 66.50	▲ 52.49	▲49.47	▲ 41.30	▲ 27.98	▲ 15.46	
65歳以上 (構成比)	45,758 (5.5)	78,254 (11.3)	131,451 (21.3)	153,328 (25.7)	167,036 (29.5)	170,406 (32.4)	172,265 (35.4)	174,360 (39.5)	281.05	122.81	32.64	13.72	4.38	2.32	1.22	
全県																
総数	1,448,517	1,421,927	1,419,505	1,416,180	1,385,041	1,330,147	1,279,594	1,210,534	▲ 16.43	▲ 14.87	▲ 14.72	▲14.52	▲ 12.60	▲ 8.99	▲ 5.40	
0～14歳 (構成比)	501,782 (34.6)	326,014 (22.9)	239,010 (16.8)	212,470 (15.0)	190,578 (13.8)	168,804 (12.7)	150,992 (11.8)	132,447 (10.9)	▲ 73.60	▲ 59.37	▲ 44.59	▲37.66	▲ 30.50	▲ 21.54	▲ 12.28	
15歳～64歳 (構成比)	870,492 (60.1)	952,388 (67.0)	925,175 (65.2)	899,177 (63.5)	850,253 (61.4)	795,780 (59.8)	734,886 (57.4)	658,816 (54.4)	▲ 24.32	▲ 30.82	▲ 28.79	▲26.73	▲ 22.52	▲ 17.21	▲ 10.35	
15歳～29歳 (構成比)	360,041 (24.9)	289,485 (20.4)	249,299 (17.6)	245,420 (17.3)	214,296 (15.5)	183,254 (13.8)	162,293 (12.7)	142,490 (11.8)	▲ 60.42	▲ 50.78	▲ 42.84	▲41.94	▲ 33.51	▲ 22.24	▲ 12.20	
65歳以上 (構成比)	76,243 (5.3)	143,400 (10.1)	255,256 (18.0)	303,988 (21.5)	339,957 (24.5)	360,498 (27.1)	386,573 (30.2)	404,359 (33.4)	430.36	181.98	58.41	33.02	18.94	12.17	4.60	

参考：国勢調査

資料4 産業別就業人口の状況

区分	昭和						平成						令和	指数(35年=100)												
	35年	40年	45年	50年	55年	60年	2年	7年	12年	17年	22年	27年	2年	40年	45年	50年	55年	60年	2年	7年	12年	17年	22年	27年	2年	
過疎地域	総数	374,610	344,228	348,376	328,478	331,680	327,734	316,684	308,122	287,197	264,052	234,193	230,478	209,717	91.9	93.0	87.7	88.5	87.5	84.5	82.3	76.7	70.5	62.5	61.5	56.0
	第1次産業 (構成比%)	224,649 (60.0)	188,533 (54.8)	169,787 (48.7)	135,289 (41.2)	111,693 (33.7)	106,523 (32.5)	88,691 (28.0)	71,420 (23.2)	58,783 (20.5)	52,995 (20.1)	43,185 (18.4)	37,418 (16.2)	31,917 (15.2)	83.9	75.6	60.2	49.7	47.4	39.5	31.8	26.2	23.6	19.2	16.7	14.2
	農業	198,729	167,381	149,792	117,536	93,348	90,965	75,282	60,577	49,833	45,714	36,437	32,216	27,152	84.2	75.4	59.1	47.0	45.8	37.9	30.5	25.1	23.0	18.3	16.2	13.7
	林業	10,939	6,840	5,028	4,980	5,554	4,885	3,972	3,252	2,801	1,842	2,327	2,108	1,959	62.5	46.0	45.5	50.8	44.7	36.3	29.7	25.6	16.8	21.3	19.3	17.9
	漁業	14,981	14,312	14,967	12,773	12,791	10,673	9,437	7,591	6,149	5,439	4,421	3,094	2,806	95.5	99.9	85.3	85.4	71.2	63.0	50.7	41.0	36.3	29.5	20.7	18.7
	第2次産業 (構成比%)	58,473 (15.6)	58,831 (17.1)	67,522 (19.4)	76,548 (23.3)	91,028 (27.4)	87,103 (26.6)	98,285 (31.0)	101,056 (32.8)	94,692 (33.0)	77,783 (29.5)	65,239 (27.9)	66,953 (29.0)	58,717 (28.0)	100.6	115.5	130.9	155.7	149.0	168.1	172.8	161.9	133.0	111.6	114.5	100.4
	第3次産業 (構成比%)	91,488 (24.4)	96,864 (28.1)	111,067 (31.9)	116,641 (35.5)	128,959 (38.9)	134,108 (40.9)	129,708 (41.0)	135,646 (44.0)	133,722 (46.6)	133,274 (50.5)	125,769 (53.7)	126,107 (54.7)	119,083 (56.8)	105.9	121.4	127.5	141.0	146.6	141.8	148.3	146.2	145.7	137.5	137.8	130.2
全県	総数	695,845	675,535	704,670	702,574	723,158	729,651	738,363	747,532	732,788	688,614	631,303	636,329	605,093	97.1	101.3	101.0	103.9	104.9	106.1	107.4	105.3	99.0	90.7	91.4	87.0
	第1次産業 (構成比%)	394,567 (56.7)	331,290 (49.0)	299,903 (42.6)	244,710 (34.8)	192,263 (26.6)	185,324 (25.4)	155,356 (21.0)	124,837 (16.7)	104,144 (14.2)	94,437 (13.7)	76,003 (12.0)	67,731 (10.6)	57,926 (9.6)	84.0	76.0	62.0	48.7	47.0	39.4	31.6	26.4	23.9	19.3	17.2	14.7
	農業	357,138	300,509	270,519	219,125	166,033	162,474	135,475	108,917	90,802	83,430	65,744	59,816	50,479	84.1	75.7	61.4	46.5	45.5	37.9	30.5	25.4	23.4	18.4	16.7	14.1
	林業	14,613	9,423	7,053	6,843	7,657	6,514	5,317	4,298	3,790	2,508	3,244	3,057	2,941	64.5	48.3	46.8	52.4	44.6	36.4	29.4	25.9	17.2	22.2	20.9	20.1
	漁業	22,816	21,358	22,331	18,742	18,573	16,336	14,564	11,622	9,552	8,499	7,015	4,858	4,506	93.6	97.9	82.1	81.4	71.6	63.8	50.9	41.9	37.3	30.7	21.3	19.7
	第2次産業 (構成比%)	105,276 (15.1)	114,709 (17.0)	137,556 (19.5)	161,128 (22.9)	190,535 (26.3)	191,619 (26.3)	212,474 (28.8)	221,365 (29.6)	214,367 (29.3)	178,042 (25.9)	153,479 (24.3)	159,640 (25.1)	147,219 (24.3)	109.0	130.7	153.1	181.0	182.0	201.8	210.3	203.6	169.1	145.8	151.6	139.8
	第3次産業 (構成比%)	196,002 (28.2)	229,536 (34.0)	267,211 (37.9)	296,736 (42.2)	340,360 (47.1)	352,708 (48.3)	370,533 (50.2)	401,330 (53.7)	414,277 (56.5)	416,135 (60.4)	401,821 (63.6)	408,958 (64.3)	399,948 (66.1)	117.1	136.3	151.4	173.7	180.0	189.0	204.8	211.4	212.3	205.0	208.6	204.1

参考：国勢調査

資料5 産業別総生産の状況

(単位：百万円)

年度	地域	総額	第1次産業	第2次産業	第3次産業	税・関税等	対全県比
20	過疎地域	1,249,130	93,197	314,116	833,880	7,937	30.2%
		(構成比)	7.5%	25.1%	66.8%	0.6%	
	全県	4,140,157	159,049	1,007,855	2,946,951	26,302	
		(構成比)	3.8%	24.3%	71.2%	0.6%	
25	過疎地域	1,382,706	85,321	455,810	832,154	9,421	31.8%
		(構成比)	6.2%	33.0%	60.2%	0.7%	
	全県	4,351,679	145,668	1,185,100	2,991,266	29,645	
		(構成比)	3.3%	27.2%	68.7%	0.7%	
30	過疎地域	1,595,636	101,208	574,638	909,627	10,163	33.7%
		(構成比)	6.3%	36.0%	57.0%	0.6%	
	全県	4,739,618	166,284	1,416,687	3,126,453	30,194	
		(構成比)	3.5%	29.9%	66.0%	0.6%	

参考：岩手県ふるさと振興部「市町村民経済計算」

資料6 一人当たり市町村民所得の状況 (単位：千円、%)

年度	過疎地域	全県	対全県比
平成元年	1,672	2,085	80.2
平成5年	1,994	2,441	81.7
平成10年	2,031	2,525	80.4
平成15年	1,858	2,354	78.9
平成20年	1,794	2,219	80.8
平成25年	2,234	2,639	84.7
平成30年	2,639	2,842	92.9

参考：岩手県ふるさと振興部「市町村民経済計算」

資料7 小売業の状況

区分	地域	平成19年度	平成26年度	増減率
事業所数	過疎	9,499	6,382	-32.8
	全県	14,721	12,345	-16.1
従業員数(人)	過疎	46,613	33,217	-28.7
	全県	82,746	81,769	-1.2
年間販売額(千万円)	過疎	69,652	61,121	-12.2
	全県	131,982	125,044	-5.3
1事業所当たり従業員数(人)	過疎	4.9	5.2	6.1
	全県	5.6	6.6	17.9
1事業所当たり年間販売額(千万円)	過疎	7.3	9.6	31.5
	全県	9.0	10.1	12.2
1従業員当たり年間販売額(千万円)	過疎	1.5	1.8	20.0
	全県	1.6	1.5	-6.3

参考：岩手県ふるさと振興部調査統計課「岩手県商業統計」

資料8 誘致企業(延べ数)の状況

(単位：件、%)

区分	平成元年度	平成10年度	平成20年度	令和元年度	増減率		
					H10/H元	H20/H元	R元/H元
過疎地域	(52.0) 265	(53.1) 330	(51.9) 399	(46.7) 453	24.5	50.6	70.9
全県	510	622	769	970	22.0	50.8	90.2

参考：岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室

資料9 観光入込客数(延べ人数)の状況

(単位：千人回、%)

区分	過疎地域			全県		
	平成22年	令和元年	増減率	平成22年	令和元年	増減率
観光入込客数	17,592	17,421	-1.0	28,956	29,213	0.9

参考：「岩手県観光統計概要」

資料10 生活環境の状況

(単位：%)

(1) 水道普及率

区分	過疎地域				全県			
	平成元年度	10年度	20年度	令和元年度	平成元年度	10年度	20年度	令和元年度
水道普及率	75.2	81.5	87.2	91.5	82.4	89.1	92.8	94.1

参考：水道普及率：岩手県環境生活部「岩手県の水道概況」

(2) 汚水処理人口普及率

区分	過疎地域				全県			
	平成元年度	10年度	20年度	令和元年度	平成元年度	10年度	20年度	令和元年度
汚水処理人口普及率	-	19.0	58.3	74.5	-	43.6	70.2	82.6

参考：汚水処理人口普及率：岩手県県土整備部下水環境課

資料 11 医療施設等の状況

(1) 人口 10 万人当たりの病床数 (平成 30 年 10 月 1 日現在、単位：床)

区分	過疎地域	全県
人口 10 万人当たりの病床数	1,288.9	1,376.9

参考：岩手県保健福祉部

(2) 人口 10 万人当たりの医師数 (平成 30 年 10 月 1 日現在、単位：人)

区分	過疎地域	全県
人口 10 万人当たりの医師数	146.6	215.5

参考：岩手県保健福祉部